

季刊

労働総研

クォーターリー

2005年冬季号

(論点解明)「改革・開放」で中国はどう変わったか

平井 潤一

No.57

特集 労働総研研究例会・シンポジウム

「春闘50年と2005年国民春闘の課題を考える」

国際・国内動向

実態を無視、縮小する05年度雇用予算

大槻 操

公害問題の過去・現在と将来

儀我壮一郎

第5回世界社会フォーラム

布施 恵輔

第2期ブッシュ政権と世界、米国民との矛盾

岡田 則男

書評

金澤誠一編著『公的扶助論』

杉村 宏

新刊紹介

柴山恵美子・中曽根佐織編著『EUの男女均等政策』

川口 和子

板垣 保『検証 労働運動半世紀』

鹿田 勝一

有働正治著『まちで雇用をふやす』

金澤 誠一

飯盛信男著『サービス産業』

藤田 実

向笠良一先生の功績をふりかえる

吉井 清文

価格はすべて税込み表示

これならできる市町村財政分析

大和田一紘（いっこう） 著／B 5 判 120 ページ●定価 1890 円

まちの財政は本当に危機なのか？ どうすれば住民要求は実現できるのか？ どこのまちでも簡単に手に入る、「決算カード」を使って、財政分析作業をA B Cからはじめよう。

検証「三位一体の改革」

◇自治体から問う地方財政改革 平岡和久・森 裕之 著／A 5 判 196 ページ●定価 2100 円

「三位一体の改革」のターゲットとされている地方交付税の削減。都市自治体や中山間地域の自治体の事例検証を通じて現在の「改革」の実態にせまり、真の地方財政改革への展望を探る。

公民の協働とその政策課題

地域と自治体第29集

横倉節夫・自治体問題研究所 編／A 5 判 292 ページ●定価 2500 円

「公民協働」「新しいガバナンス」について、住民・行政・議会の「協治」、および社会福祉、環境、都市計画など各分野から検証し、その可能性や問題点などを整理する。

有事法制がまちにやってくる

だれをまもる国民保護計画？ 弁護士 田中 隆 著／A 5 判 130 ページ●定価 1575 円

国民保護法が施行され、すべての都道府県と市町村に臨戦態勢の計画づくりが迫られている今、地方自治体の位置と役割を法律に即し検討、自治体・住民の側から非戦・平和の道を探る。

改訂版 Q & A 自治体アウトソーシング

指定管理者制度と地方独立行政法人の仕組みと問題点

自治体アウトソーシング研究会 編著／A 5 判 174 ページ●定価 1995 円

指定管理者制度を中心に、そのしくみと導入するときの問題点、条例化にあたってのポイントなどをQ & A形式で紹介する。改訂にあたり、導入の動きが急な「市場化テスト」を補筆。

シリーズ地方自治構造改革を問う③

シリーズ ついに完結！！

公務員制度の変質と公務労働

◇N P M型効率・市場型サービスの分析視点

二宮厚美・晴山一穂 編著／A 5 判 312 ページ●定価 2940 円

N P M的手法の導入と「能力主義」「成果主義」「コスト主義」で、公務労働の変質が進んでいる。公務労働の現場からそれを検証し公共性と専門性・総合性を取り戻す課題を明らかにする。

「構造改革」と自治体再編

平成の大合併・地方自治のゆくえ

加茂利男 編著／A 5 判 332 ページ●定価 2940 円

社会サービスと協同のまちづくり

「構造改革」と保健・医療・介護・福祉

篠崎次男・日野秀逸 編著／A 5 判 334 ページ●定価 2940 円

地方自治制度改革論

自治体再編と自治権保障

白藤博行・山田公平・加茂利男 編著／A 5 判 342 ページ●定価 3150 円

構造改革と地方財政

分権的税財政システム改革への展望

重森 暁・田中重博 編著／A 5 判 294 ページ●定価 3150 円

シリーズ全5巻完結！

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933
<http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/>

労働総研クォーター

第57号 (2005年冬季号)



目 次

● [論点解明] 「改革・開放」で中国はどう変わったか	平井 潤一	2
特 集 ● 春闘50年と2005年国民春闘の課題を考える		
■ 労働総研研究例会・シンポジウム「春闘50年と05国民春闘の課題を考える」		8
国際・国内動向		
■ 実態を無視、縮小する05年度雇用予算	大槻 操	36
■ 公害問題の過去・現在と将来	儀我壮一郎	38
■ 第5回世界社会フォーラム	布施 恵輔	40
■ 第2期ブッシュ政権と世界、米国民との矛盾	岡田 則男	41
書 評 ● 金澤誠一編著『公的扶助論』	杉村 宏	43
新刊紹介 ● 柴山恵美子・中曽根佐織編著『EUの男女均等政策』		
● 板垣 保『検証 労働運動半世紀』	川口 和子	44
● 有働正治著『まちで雇用をふやす』	鹿田 勝一	45
● 飯盛信男著『サービス産業』	金澤 誠一	46
● 藤田 実		47
● 向笠良一先生の功績をふりかえる	吉井 清文	48
● 第53号～第56号・総目次		49

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

[論点説明]

「改革・開放」で中国はどう変わったか

平井 潤一

はじめに

「改革・開放」路線の下、中国の社会は大きく変化した。市場原理の導入による経済の著しい発展に止まらず、政治や文化、それに国民意識の状況も大きく変わりつつある。中国問題で健筆を振っている日本在住の朱建栄氏（東洋学園大学教授）は、これを「中国社会の静かなる地殻変動」と名づけている（雑誌『世界』04年5月号の論文〔288ページ〕）。そこで、こうした変化のいくつかの側面、とくに人びとの意識の変化を探ってみたい。

1、26年間のめざましい経済発展

中国で「改革・開放」への方向転換の契機となったのは、1978年12月の中国共産党第11期第3回中央委員会総会（3中総）だった。1949年の建国 이래続いてきた統制的な経済運営を改め、生産力の発展を政策の中心に据えることによって、疲弊した工農業を立てなおそうとしたものだった。そのために農業と工業の各分野に取り入れられたのが「市場経済」という“秘策”だった。この方針は、さまざまな論争や曲折を経ながらも、1992年の第14回党大会での「社会主義市場経済」論の確定へと推移し、今日に至っている。

方向転換が始まった1978年から2005年まで足掛け27年を経過し、四半世紀を超えた。この間、中国の国内総生産（GDP）は78年の3624.1億元から03年には11兆6898.4億元へと、25年間に実質9.38倍（年平均9.4%）の急成長をとげた（データは中国国家統計局編「中国統計摘要」04年版による）。

GDPの総額の比較で、1989年に世界第8位だった中国の経済力は、02年にはカナダ、イタリアを抜いて、米、日、独、仏、英に次ぐ第6位ののし上がった。中国の粗鋼生産高は、01年

の約1億5000万トンから04年には約2億7000万トンへと、2倍近くに急上昇し、米、日両国をはるかに凌駕している。貿易でも、04年の輸出入総額は1兆1548億ドル（前年比35.7%増）と初めて1兆ドルを突破、日本を抜いて米、独に次ぐ世界3位の規模を占めるに至った。

長期間持続する経済発展の実績については、「シンガポールのような小さな国ではなく、世界一の人口を擁する大国の中国で、これほどに高い経済成長率が20年以上も持続されているのは、世界経済の奇跡であると言ってよい」。これに「匹敵するのは、1955年から1973年にかけての日本の高度成長だけである」（田代秀敏ほか著『沸騰する中国経済』〔中公新書ラクレ〕5ページ）という評価もある（同著によると、前記の期間の日本の経済成長率は年平均9.22%、シンガポールは、1965年から84年にかけて年平均9.86%の成長率）。日本でかつて、新幹線、マイカー、マイホーム、カラーテレビなどのブームが続いたあの高度成長期の勢いが現在の中国にイメージとして当てはまる、ということになる。

国民1人当たりのGDPも、1978年の225ドルから2003年には、1096ドルと1000ドル台を超えた（データは『中国情報ハンドブック04年版』による）。この結果、中国の国民生活は、「飢寒」（貧困状態）、「温飽」（衣食が確保できる状態）、「小康」（やや余裕のある状態）、「富裕」（豊かな状態）の4段階のうち、「小康」水準に達したとされ、1人当たりGDPを2020年までに3000ドルに高めて、「小康」の全面化を実現することが当面の目標になっている。

2、市場経済はどこまで来たか

「改革・開放」の下で、中国の市場経済はどのような水準に到達したのか。03年10月に開かれ

た中国共産党第16期第3回中央委員会総会の決定では、1978年の「3中総」いらい「わが国の経済体制改革には理論、実践面で大きな進展がみられた。社会主義市場経済体制が初歩的に築かれ、公有制を主体に、複数の所有制経済がともに発展する基本経済制度がすでに確立され、全方位、広分野、多段階の対外開放の枠組みがほぼ出来上がった」(03年10月21日発新華社電)と位置付けられている。

こうして、「商品市場システムが基本的に確立され、大多数の商品とサービスの価格は市場競争で決まっている。農産物生産の指令的計画はすべて廃止され、工業品生産の指令的計画は木材、金、タバコ、食塩、天然ガスの五つに限られている。95%以上の商品資源は市場によって配分され」、「国が価格を決定する商品は5%足らず」(新華社の解説=中国通信社発行『月刊中国情勢』03年11月号)という水準に達している。

国際的に見ても、中国が01年12月、世界貿易機関(WTO)に加盟し、世界市場の枠組みに参加して以後、中国を「市場経済国家」と認定する国が増えている。04年12月25日付人民日報によると、こうした認定国が同日現在、36カ国に達した。主な認定国は、最初に認定したニュージーランド(04年4月)に続き、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟10カ国、中南米のアルゼンチン、チリ、ブラジル、ベネズエラなど、欧州ではロシアが認定したが、欧州連合(EU)は「検討中」。日本も同様の態度となっている。米国はまだ難色を示している。

○個人・私営企業の比重が急増

市場化の進展にともない、国民経済のなかで国有企業の比重が低下し、それに反比例して個人・私営企業の占める割合が着実に増大している。

中国国家统计局編「中国統計摘要」04年版によると、中国の工業生産総額のうち、国有および国有支配企業の占める割合は、1999年の48.9%から03年には38.5%に低下し、一方、非国有の株式制企業(ただし、売上高500万元以上の企業)

は同期間に18.9%から40.4%に上昇した。

前記の『沸騰する中国経済』によると、全国の国有企業および、国有企業が株をもつ企業(ただし、金融企業を除く)は、1998年末の23万8000社から2000年末には19万1000社となり、2年間で4万7000社が姿を消した。同書は「今後5年間で、国有企業と国有株を主とする株式会社の総数は、1万以下に減少する」(同書243ページ)と予測している。

一方、民間の個人・私営企業はどうか(中国では、個人または家族の労働を中心とし、従業員8人未満の個人資産企業を「個人企業」、また企業資産が私的所有で従業員8人以上の企業を「私営企業」と呼んでいる)。

新華社(国営の通信社)発行の週刊誌『瞭望』04年3月8日号によると、中国の個人工商業者は、1978年の15万戸から02年末には2377万戸に発展、就業人員は4743万人にのぼっている。

私営企業は、1996年から02年までの間に、44万3000社から200万3000社へ、従業員数は802万人から3170万人へ、資本金総額は3043億元から1兆4068億元へと急増した。02年末現在、私営企業数が全国企業数に占める割合はすでに43.7%に達した。これに個人経営企業(個人商店を含む)が加われば、GDPに占める民営企業の比重はすでに20%を超えている(王曙光著『現代中国の経済』=明石書店04年発行=169ページ)。「個人・私営経済のGDPに占める割合は、1979年には1%以下だった」(04年4月9日付人民日報)という「改革・開放」の初期と比べると、その飛躍的發展が見えてくる。

○憲法で生産手段の私有を容認

このように大きな役割を発揮している個人・私営企業について、国家の基本法である憲法でその法的地位が明確に保障されるようになった。

中国の現行憲法は、「改革・開放」後の1982年に制定された憲法が基本になっているが、99年に関連条文(第11条)が明確に改められた。つまり、それ以前の規定では、個人経営経済と私

[論点解明]「改革・開放」で中国はどう変わったか

営経済はそれぞれ「社会主義的公有制経済を補完するもの」で、「国家は、私営経済が法律の定める範囲において存在し、発展することを認める」となっていた内容が、「個人経営経済、私営経済などの非公有経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である。国家は、個人経営経済、私営経済の合法的な権利および利益を保護する」と改定された。個人・私営経済が単なる「補完物」から「重要な構成部分」に格上げされ、しかもその権利と利益の「保護」が新たに憲法に明記されたのである。

憲法はさらに04年に改定され、この条文は、個人・私営経済の「権利および利益を保護する」という文言の後に、国家はそれら「非公有経済の発展を奨励し、支持し、誘導する」の一節が補強され、国家の方針がいつそう明確に規定された。

このときの憲法改定では、国民の「合法的財産の所有権と相続権の保護」を定めた第13条についても「公民の合法的私有財産は侵害されない」という一項が付け加えられた。この補強の意味について、『瞭望』誌04年3月8日号は、それ以前の憲法では、私有財産の保護には「生産分野の各種財産権が包括されず、公民の投資権、株主権、知的財産権、所有権以外のその他物権、債権などの権利はカバーされていなかった。もし、私有財産が確実に保護されなければ、必然的に公民の財富創造の積極性が損なわれ、生産力の発展が妨げられ、改革・開放の成果の強化にも不利となるだろう」と解説した。

04年3月9日発新華社電によると、北京大学経済学院副院長の曹和平氏は「今回の改正は過去十数年の社会的発展で蓄積されてきた個人の生産手段を認め、保護する重要なものである」、「これは経済の発展のためのより多くの就業と投資の機会をつくり、経済効果と成長速度を高めるだろう」と述べた。

また同電によると、広東省工商連合会副主席の陳海燕氏はつぎのように語った。「私有財産権が一般の民事的権利から憲法上の権利に格上げ

された。広範な企業主はこれが根本的な『安定剤』となり、後顧の憂いがなくなった。従来、民営企業家はある程度まで発展すると、会社をさらに大きくする原動力が足りなくなった。多くの人が『金持ち』であることを隠し、なかには方策を講じて財産を海外に移す人さえいる。『私有財産権が憲法でうたわれたことは、一定の実力をもつ企業がより大きくなることをめざすのに役立ち、より多くの人が社会のためにより多くの富を生み出す隊列に加わるよう激励し、中国経済の持続的、急速、協調的、健全な発展を促す根本的原動力の問題が解決されるだろう」

3、社会的ひずみの激化

市場原理の導入による国民経済の急成長は、そのマイナスの側面として、厳しい社会的諸矛盾を引き起こした。これは、国民諸階層間の著しい貧富の格差（都市と農村の所得格差、沿海部と奥地の地域間所得格差などに示されている）、国有企業のリストラなどによる失業の増加、農民の都市への大量出稼ぎに伴う居住権などの問題、公害の増大による環境の悪化、汚職・腐敗のおびただしい蔓延、犯罪の増加による治安の悪化などに歴然として現われている。また、社会的に広がっている「儲け第一」の金銭万能主義、拝金主義の風潮も人間の基本的モラル面での否定的現象としてあげなければならない。

大きく表面化したこれらの社会的ひずみについては、その是正・改善が急務となっている。それに成功しなければ、社会の混乱や人心の動揺、政治不信などを招き、「社会主義市場経済」の発展そのものを傷つけることになりかねない。中国の党と国家の指導部はいま、「改革・開放」の下で激化した前記の否定的現実を率直に認め、その対応に取り組んでいる。都市・農村の貧困者への生活援助強化、農業税の廃止（04年から3年がかりで）などによる農民支援、社会保障制度の整備などの「セーフティーネット」策がそれである。

新華社発行の半月刊誌『半月談』04年16号は、

他の諸国の経験から見て1人当たりGDPが1000ドルから3000ドルに向かう時期は「社会構造が劇的に変化し、利益の矛盾が増大し、社会の安定問題が非常に突出する」と述べ、「調和のとれた社会発展と社会の安定が新たな挑戦に直面している」とコメントしている。

中国共産党が03年10月の第16期3中総で「科学的な発展観」（経済成長一本やりではなく、人間を中心とし、自然や社会全体のバランスを重視した持続可能な発展をめざす立場）を打ち出したのも、こうした問題点を裏付けている。なかでも、「人間を中心」とする観点が掲げられたことがとくに注目された。

また、汚職・腐敗についても、その害悪が一部上級幹部にまで及び、国民から批判が集中しているだけに、これを克服し清廉・公正な社会を実現することはいま正念場を迎えた重要課題となっている。中国共産党は、04年9月の第16期4中総で「党の政權担当能力づくり強化にかんする決定」を採択、そのなかで「腐敗がまだかなり深刻」であることを認め、05年1月早々に「腐敗の懲罰、予防体制の樹立、健全化実施要綱」を発表するなど、対策を強化している。

いずれにしても、汚職・腐敗問題を含め上述した社会的諸矛盾の是正策が所期の成果をあげるかどうかは、長期の課題でもあり、今後に待たなければならない。中国の党と国家の指導部がそれらの克服によって「社会主義市場経済」路線を総体的に成功させ、国民の信頼を得ようと努力しているだけに、その前途に注目したい。

4、市民意識と近代的世論の成長

「改革・開放」の下で著しく変わったものとして、国民の意識状況をあげる必要がある。「個人の権利」や「人権」を主張する人びとが最近急速に増大し、それに根ざした世論の力が形成されつつある現状を見落とすわけにいかない。

経済面での市場原理の導入は、「自由競争」による組織および個人の優劣を生み出し、その結

果、前述したように、貧富の格差増大などの否定的現象を引き起こした。しかし、経済的土台の変化の上部構造への反映の一環として観察されるのは、「金銭万能主義」的志向と表裏一体のものとして「個人の権利」を意識し主張する多くの人びとがつくりだされたことである。「改革・開放」以前の時代には、集団に埋没し、自分自身の利益を無視して、ひたすら社会主義建設に邁進することが美德とされ、「お上に逆らう」ことを許さない「大勢順応」型の思考がほとんどすべての人びとをとらえていた。しかし現在は、個々人の能力やアイディアで利益を獲得できる社会的条件の下で、「個」の意識が育ち、「個人の利益」や「個人の権利」を主張あるいは尊重する「自立」型の近代的な考えの持ち主が急速に増大している。

中国のマスコミも、さまざまな曲折を伴いながらも、党や当局の方針を国民に伝達するだけの「上意下達」の道具から「民意集約・行政批判」の役割を果たす様相を見せ始め、報道機関本来の機能を発揮するようになっていく。これにインターネットの普及なども加わって（05年1月19日発新華社電によると、中国のインターネット利用者は04年12月末現在、9400万人で前年同期比8%増）、個人の自由な発言を基礎にした近代的な世論の力が育ちつつある。

こうした機運をバックに、上下関係、身分差、出自などを重んじる封建的な風潮がしだいに克服され、「人間の平等」や「人権」を尊重する近代的な「市民意識」が拡大しつつあるのも最近の特徴である。04年3月の憲法改定では、「国家は人権を尊重し保障する」（第33条）と明記された。中国の憲法に「人権の尊重・保障」という文言が盛り込まれたのは、これが初めてである。この憲法改定では、ほかにも、私有財産の保護、土地収用制度の厳密化など、人権にかかわる規定が新たに登場した。このような出来事は、人権問題にかんする人びとの意識の成長を基礎に実現したものだと判断される。

[論点解明]「改革・開放」で中国はどう変わったか

新華社発行の週刊誌『瞭望』04年18号は、これについて「人権の尊重・保障が党と政府の政策、主張から憲法原則に高まり、行政上の理念・価値から国家建設の理念・価値へと向上した」と位置付け、「中国人権事業の全面的発展にいつそう広範な前途が開かれた」と力説した。

5、「人権尊重」の具体化をみる

中国の社会で、「人権尊重」の気風が広がっていることについて、いくつか実例を見てみよう。

○死刑犯が無罪釈放へ

04年4月14日付の人民日報は「民主と法制」特集欄に「死刑犯から無罪釈放へ」の大見出しで、雲南省の学生・孫万剛氏の事件を、1面のほぼ4分の1も使って詳しく報じた。1996年に殺人容疑で逮捕・拘留され、一審で死刑判決を受けた孫氏が無実を主張。控訴・再審を経て04年1月「証拠不十分」で無罪をかちとり、8年ぶりにわが家に戻ったというものだった。

人民日報はこの報道に「疑わしきは罰せず」と題する解説をつけ、「孫万剛事件が正されたことは、わが国司法機関の司法観の進歩を反映している。社会主義的民主・法制の整備、司法理念の絶えざる進歩に伴い、孫事件のような不幸はますます減少するだろう」と指摘した。

中国共産党の機関紙という人民日報の性格から考えて、同紙のこの扱いは、単なる報道・解説以上に、人権の大切さを司法機関や国民向けにアピールし啓蒙していると読み取れ、人権問題をめぐる中国社会の前向きの移り変わりと同時に、前述したマスコミの役割の変化を実感させた。

04年の全国人民代表大会（国会に相当する機関）で行われた最高人民法院（最高裁判所）の報告では、03年中に結審した訴訟のうち、再審査死刑事件と同刑事事件が02年に比べて16.28%増え、300件に達した（新華社電）ことを明らかにし、裁判所の慎重審理の傾向が強まっていることをうかがわせた。

前記の朱建栄論文では、最近、民衆が行政部

門の不合理な措置に対し、「行政訴訟法」（1991年制定）にもとづいて裁判に訴えるケースが増加し、「最高人民法院の統計によると、訴訟のなかで政府部門の敗訴率は30～35%であり、北京市では40%、一部の省では50%近くにも達している（先進国のこの比率は1割以下）」（雑誌『世界』04年5月号289ページ）と説明している。

○一女性の自殺をめぐって

新華社発行の週刊誌『瞭望』04年52号（12月27日付）は「劉和芳の死」と題する論評を掲載、安徽省合肥市に住む29歳の女性・劉和芳さんが生活苦のあまり04年の12月初め、自宅で首をくくって自殺した出来事についてコメントした。論評は、彼女が勤め先からリストラされ、離婚した身で6歳の女の子を抱え日々悪戦苦闘した末、生きる術を失って自らの命を絶つ道を選んだいきさつを紹介するとともに、こうした問題に適切に対応できない「社会システムの脆弱性」に焦点を当てて「社会システムがこの種の問題に無力だとすると、劉和芳のような悲劇がいつそう多く出現し、社会秩序の混乱を招きかねない」と警告、さらに、次のように論じている。「経済転換期、そして社会矛盾が多発する時期にあつては、人間本位の理念、調和のとれた社会という目標の下、まだ萌芽状態にある社会問題に随時対応できる体制が必要であり、人間の生命の尊厳のため真正面から尽力する各級公務員と社会的活動家が必要である」

国営の通信社—新華社を発行元とする全国向け週刊誌『瞭望』が、社会の片隅で起きた無名の人物の出来事を真正面から取り上げ、「人命尊重」について社会的に警告を発するという報道姿勢は、「改革・開放」以前には考えられないことであり、「人権重視」の気風が中国国民の間に成長しつつあることを裏付けている。

○新型肺炎が「人権重視」に拍車

中国国民の人権意識の向上に拍車をかけたのは、03年の前半6カ月間、全国で猛威を振るい、死者が347人にも及んだ新型肺炎（SARS）だっ

た。行政側の医療対策の手遅れや情報を抑えこむ官僚主義的な隠蔽体質のため被害が拡大し、庶民の健康軽視の実態が社会的にさらけ出されたからであり、当局に対する不満や批判の声が全国に広がった。

この年の6月、新型肺炎とのたたかいがまだ続いていたさなか、新華社発行の『半月談』(03年11号)は「生命第一」と題する巻頭論文を掲げ、「最も基本的な公民の権利である生存権は、片時もおろそかにできない。貧者、富者、強者、弱者を問わず、一人一人の生命はみな同じ値打ちをもち、全社会が善処し、尊重し、熱愛し、畏敬すべきである」と主張した。これは、明らかに国民の批判の高まりをバックにした論調だった。

中国国务院(内閣)の「発展研究センター」常任幹事で有名な経済学者である呉敬璉氏は、雑誌『財經』03年12号に発表した論文のなかで、「今回のSARS危機は、政治・社会体制面に存在する欠陥を余すことなくあらわにし」、「事実上、社会統治の危機である」と指摘、「政府が『民衆に親しむ』路線に沿って、公開性と透明度、党と政府の役人の問責制度から着手し、政府の施政形態と社会の統治形態を変えるべきだ」と直言、「基本的人権と、政府権力の制約について明確な設定がある憲政秩序を築く」よう主張した。

こうして、SARSが終息した03年後半期以降、人権向上の各種措置が相次いで実行に移された。これは、SARSの試練のなかで出た国民の声が政府当局を動かしたことを物語っている。たとえば、公安省(警察省)は同年8月、自動車運転免許の年齢制限やパスポート申請手続きの緩和など、30項目の改善措置を発表、同じく8月に公布された新「婚姻登録条例」(実施は同年10月から)では、結婚、離婚のさい勤務先あるいは村民(住民)委員会発行の証明書提出、結婚前の医学検査の強制が廃止され、本人同士の意思が尊重されるようになった。

農村から都市への出稼ぎ人口が1億人を超える状態の下、都市に流入してきた人びとが身分

証や居住証の所持のため「浮浪者」扱いされ、収容施設に拘禁され強制送還されるという「収容・送還」制度が03年6月に廃止され、代わりに本人の要求や生活権の尊重を基礎とする「救助」制度が同年8月から発足したのも、この流れを裏付けている。また、都市戸籍と農村戸籍を分けて農村人口の都市移動を厳しく制限してきた1958年らしいの戸籍制度がこの2、3年くらい大きく緩和され、長年身分的に差別されてきた農民も、かなり自由に移動し居住地を選択できるようになった。

最近、中国各地で農民を中心にした民衆が現地当局の措置の不当性に抗議して騒ぎを引き起こした事件がつぎつぎに報道された。04年10月には、重慶市、四川省漢源県、河南省中牟県、同12月には、広東省東莞市で、ダム建設に伴う農地の強制収用とその補償問題などをめぐって、それぞれ数万人が集団で抗議行動を展開し、警察と衝突したという内容である。これらの出来事は、表面的には「社会不安」現象と扱われがちである。しかし、農民のなかにも着実に「権利意識」が増大し、不利な行政措置に「泣き寝入り」せず、自らの権益擁護のため行動し始めたことの現われと見ることができる。

以上、人権問題の新しい流れを考察してきたが、上述したような制度改善によって中国社会に長年染み付いてきた人権軽視の風潮が一挙に改められるわけではなく、否定的現象はなお多く見られる。政府の人権白書「2003年中国人権事業の進展」(04年3月31日付人民日報に発表)でも、人権事業の成果に言及する一方、「中国は人口の多い発展途上国であり、自然、歴史、発展水準などの制約から、人権状況にはまだ人びとの願望に沿わない多くの点がある」ことを認めている。しかし、「改革・開放」以前の時期に比べれば、隔世の感があり、憲法に「人権尊重」がうたわれるまでに至った社会的変化が実感されることだけは確かである。

(ひらい じゅんいち・会員)

特集／春闘50年と2005年国民春闘の課題を考える

労働総研研究例会・シンポジウム

「春闘50年と05国民春闘の課題を考える」

2005年1月27日

平和と労働センター・全労連会館

パネリスト

大木 一訓 (日本福祉大学教授・労働総研代表理事)

牧野 富夫 (日本大学教授・労働総研代表理事)

生熊 茂実 (JMIU 中央執行委員長・全労連副議長)

コーディネーター

小越洋之助 (國學院大学教授・労働総研常任理事)

小越 最初にパネリストの方をご紹介します。発言順に、日本福祉大学教授の大木一訓先生、労働総研の代表理事です。次に、日本大学教授で、経済学部長の牧野富夫先生、牧野先生も労働総研の代表理事です。最後に、運動家の立場から生熊茂実さんにご発言いただくことになっております。生熊さんは、JMIU の委員長で、全労連の副議長ですが、今日は、個人の立場でご発言いただくことになっております。今回こういうテーマを企画した趣旨を若干申し上げます。ご承知の通り今年は春闘50年でございます。50年という非常に長い歴史を持つ春闘は、どのように形成され、どう発展してきたのか、また、今非常に困難な状況にあります。50年という節目の中で春闘をどういうふうに捉えるかが、1つの重要なテーマです。それから、全労連等でもすでに運動方針も決定されておりますが、実践的に今年の春闘をどうたたかうのか、どのような課題があるのか、これは大変重要なテーマです。その両方を合わせて討議いただくというのが、今日のシンポジウムを企画した趣旨です。

最初の大木先生からは、研究者の立場から、主として組合運動を発展させるという観点からこれまでの労働組合運動について、思う所をご発言・報告いただきます。牧野先生からは、日本経団連の『経営労働委員会報告書』を中心に、“財界の「春闘対策」を斬る”というタイトルで報告いただきます。生熊さんからは“今年の春闘の特徴と

課題”ということでご報告いただきます。パネリストは1人15分の発言です。大変僭越ですが、時間厳守ということで、チャイムを鳴らします。3人のパネラーの方の報告が終わりました後に、引き続き会場からご発言いただくことになっております。私どもの方であらかじめ6人の方を用意しております。その方々の持ち時間は大変少なくて恐縮ですが、1人7分ぐらいでお願いします。これも時間厳守ということでベルを鳴らさせていただきます。あまり長いと打ち切らさせていただきます。さらにできるだけフロアの方のご発言をいただきたいと思っております。フロアからの発言は1人5分程度となります。発言が終わりましたら、再度、パネリストの方に戻り、補足すべき点、あるいは会場からの質問に対するお答え等を数分程度で補足していただきます。最後に私の方から簡単なまとめをして、8時半厳守で終了したいと思います。

それではさっそく本日のシンポジウムに入りたいと思います。最初に、大木先生の方からご発言いただきたいと思います。

「春闘50年」をどう捉えるか

—国民春闘発展にむけての若干の視点—

大木一訓

「春闘50年」という場合、1955年から数えているわけですが、55年から春闘と捉えることについては、若干異論があるかも知れません。私が

労働組合運動と直接かかわって仕事をするようになったのは、労働調査協議会の事務局員として1961年からですが、その頃の労働運動活動家の感触からいえば、55年から始まった8単組共闘は、戦闘的な高野路線に対する、いわば右派単産の反旗を翻した運動路線という捉え方が多かったように思います。そして春闘が本格化し定着してくるのは、60年安保闘争を経てからだというのが、衆目の一致するところではないかと思えます。しかし、今から振り返って考えてみると、どれだけ意識していたかどうかは別にして、労働者の賃金労働条件を企業を超えた社会的な基準＝「相場」として確立していこうという運動は、高成長を背景に、55年頃から実質的にはじまったと言えるのではないかと。その運動が、単に労働者についてのみならず、国民全体の生活や権利の社会的基準を確立していこうという、1つの大きな共同のたたかいとして発展してきたのが春闘である。そう捉えるなら、「春闘50年」といってもよいのではないかと思います。

それ以来今日まで、春闘は国民的な支持のもとに発展し存続してきていますが、その間、いろんな節目があったと思います。安保闘争後のケネディ・ライシャワー路線のもとでは、労働組合幹部がアメリカ・日本の支配層に取り込まれていきまし、職場では反共的なインフォーマル組織の広がりなどで戦闘的な活動家が排除されていく過程がすすみます。しかし、同時に他方では、革新自治体の発展などとむすびついて、春闘は1970年代の前半にかけては国民春闘として大きな盛り上がりを見せていくことになりました。

そうしたせめぎ合いのなかで運動の大きな転機となったのが、1975年末のスト権ストの挫折であり、全民労協から連合の結成にいたる労働戦線の右翼的再編であったことは周知の通りです。民間大企業組合をはじめ、多くの組合で組合の御用化がすすみ、春闘は大きな困難に直面

するようになります。しかし、困難ななかでも統一労組懇の運動をはじめ春闘の伝統を守るたたかいはずづきまし、1989年の全労連の結成いらいの春闘は、労働者の要求をまともにたたかう、堅実な土台と原動力を得るようになった、と言えると思います。

研究者や運動家のなかには、春闘は1970年代前半いらい、ずっと下降線をたどってきている、という見方が少なくありません。組織率、スト件数、賃上げなどの春闘の成果、などなど、どれを取っても運動の後退は明らかだというわけです。けれども、私は、運動の前進とか後退を考えるとときには、もう少し運動の質に立ち入って、厳密に捉える必要があるのではないかと、いう気がしてなりません。

私がイギリスに留学した時に、非常に多くのことを教えていただいた教授に、イギリス労働運動史研究の大家ロイドン・ハリソンという先生がいました。最近日本でも、かれの最後の遺作となった『ウェッブ夫妻の生涯と時代』の翻訳が刊行され話題になっていますが、彼はよく私に、日本の運動に対する批判をこめながら、「運動には、行進としての運動とたたかいとしての運動がある。その2つを厳密に区別して運動史をみなかったら、あるいは歴史を書かなかったら、とんでもないことになる」と、言っていました。要するに、「ただ示威を示すためだけの運動」と、「生活と命を賭けて、死に物狂いで勝ちにいっているたたかい」とは違う。「労働運動にとって非常に大事なものは、本気で勝ちにいくような運動経験をどれだけ労働者たちが蓄積していくかである」というのです。

たとえばそういう基準で、春闘50年の歴史を考えたとき、私は70年代中期以降の春闘を単純に下降の一途をたどってきたと断定することはできないと思うんです。全労連の結成当時の運動を想起してください。そこでは、要求が実現できる見込みも、運動がつぶされないで前進できる展望も、ほとんど何も約束されていない困難な状況のなか

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

で、必死に手探りで運動をすすめるしかありませんでした。そして、たたかいに負けるのが当たりまえとさえ思われた状況の中から、いまでは何がしかの前進を勝ちとっていく自信を身につけてきています。そういう貴重な経験の持つ意義を、私たちは運動史の見地からきちんと評価してみなければいけないと思います。

2 番目の問題です。私はもういいかげんに、俗に会社派組合とか御用組合といわれている日本の労働組合の改革を、社会的課題として本格的に問題にすべき時期に来ているという気がしてなりません。日本の運動がこれだけ長い間停滞をし、困難に直面している主要な原因の 1 つには、組合が会社に支配され、その影響下におかれていることがあります。会社の不当労働行為を訴える裁判をやってみると、会社側証人として組合の役員が出てくるといった事態に、社会的にけじめをつける時代に来ていると思います。

21 世紀の今は、企業の社会的責任が問われる時代です。企業の社会的責任の内容の中には、企業はまともな労使関係をきちんと確立する責任もあるのです。少なくとも御用組合を育成し続け、労働者を支配し続けるという企業行為は、社会的犯罪として断罪されねばならない時代です。私たちは企業の社会的責任の問題と同時に、労働組合の改革問題を提起する必要があるのではないのでしょうか。

労働組合は労働者や国民の権利を擁護する公的責任を負った組織です。私たちは、「大企業労働組合の役員選挙」の調査を 1968 年にやりました。その後、裁判闘争の関係でフォローアップ調査もやりましたが、大手の組合のほとんどが依然として会社の人事課・勤労課から指名されて役員をやり、役員任期を終えると特別の昇格その他、あるいは転出して工場長その他になるといった恩恵を受けているという事態は、基本的に今日までなら変わっておりません。いわんや最近、大企業組合の多くが労働者の要求の提出さえ行わない組織となっており、労

働組合としての最低資格要件さえみださなくなっています。そうした会社派労働組合の腐敗・堕落現象を本格的に問題にして、労働組合の改革に取り組む時期を迎えているという感を非常に強く持つわけです。

他方で、全労連運動を中心とした春闘共闘の運動が、この間 15 年間続いてきているわけですが、全労連はこの間のたたかいで、一体どこまで前進したかという運動史的な評価をきちんとやるべき時期にきていると思います。全労連の 15 年間の運動、たたかいをみてみると、良いたたかいをたくさんやっているのに、その総括、教訓の一般化という点ではまだ弱いように思えてなりません。たとえば、国民春闘は一体どこまで発展して、どこが足りないのかという総括などが、私どもにはあまり見えないのです。

たとえば、日立争議の勝利です。あれの持つ意義は非常に大きいと思います。日立争議は、個々の労働者のたたかいを全国規模で、ナショナルセンター・全労連が事実上、労使交渉の場にのせてたたかい、重要な成果をきちんとあげていけるという 1 つの大きな前例を築いたわけでありますから、そのことの一般化は大変重要な課題の 1 つであると思います。あるいは、プロ野球選手会の問題です。選手会は、あれだけの国民的な支持を得て、全労連の支持も得て勝利しました。そのことの持つ意義は運動の上でどういう一般性を持ち得るのかという評価、総括が必要であろうと思います。そんなことも非常に気になる所です。

運動評価の点で、私が「運動はいろいろな困難はあるが前進に向かっている」というようなことをいうと、よく批判されます。念頭においているのは、漠然と前進しているとか後退しているとかいうのではなく、もっと厳密な運動の分析・評価が必要ではないか、という想いです。クーラーでも最近、暖房か冷房か、温度はどうか、風向はどうか、風量はどうか、など、こまかく指定して使う時代です。運動についても

そうした具体的な分析・評価が必要です。なかでも、運動をみる上で非常に大事な事は、私は風向きだと思います。風がどこからどっちに向かって吹いているか。その性格はどのようなものかを正確に捉えることができれば、ヨットではありませんけれども、きちっと目的地へ到達することができる。たとえ最初は弱くても、前に進むのと後ろに後退しているのとは大違いです。いろいろな困難な状況のもとでも、わずかな風でも捉えて前に進める運動の力量を持つことができれば、運動は確実に前進させることができるはずです。

とくに最近の情勢は、風向きを機敏につかむことが非常に大事になってきているのではないのでしょうか。情勢は非常に緊迫してきています。ここで紹介したマルクスの『ブリュメール18日』からの引用にあるように、今は、自分たち自身の臆病さから運動を退潮にしてしまう危険性が一方ではある時期、逆にいえば情勢を大きく大胆に捉えていけば、状況が大きく改善される可能性がある、非常に決定的な瞬間を迎えようとしていると思います。

そういう時期に、私は皆さんに横山源之助の『内地雑居後之日本』の一文を是非読んでいただきたいと思います。横山源之助といえば『日本之下層社会』が有名で、私も教材などに使っていますが、かれの『内地雑居後之日本』という岩波文庫も私は非常に好きで愛読しているのですが、その中で彼は「勇み肌を養うべし」と強調しています。「勇み肌」というのは、他の人のことを自分のことのように捉えて、大義のためにたたかうという精神です。横山は、労働者はこの「勇み肌」という、他の階層の人たちは持っていない非常に優れた性格を持っているのだから、やがて必ず世の中に大きな影響をおよぼし、社会を動かす一大勢力になることは確実である、労働者諸君はそのことに、自分たち自身に確信を持つべきだということを、著作の一番最後の所で強調しています。私は「春闘50年」の今日、そのことがまさに事実

として大きな社会的力を発揮し得る状況を迎えており、まさに「ここがロドスだ、ここで跳べ！」という時期に際会しつつあるのではないかと思います。

小越 どうもありがとうございました。時間をきちんと守っていただいてありがとうございました。内容では、大変厳しい問題提起があったかと思っています。「全労連はもっとよい所を総括すべきではないか」というような発言がございました。次は牧野先生に“財界の「春闘対策」を斬る”というテーマでお願いいたします。

財界の「春闘対策」を斬る

牧野富夫

『経労委報告』は、新しい経団連になって、今春闘に向けてのもので3回目であります。これについてはみなさんすでにご存知だと思いますが、気になったことは、これが出た時にマスコミ、特に、「日経」や「朝日」が、今回の『報告』では、財界の賃金攻撃が軟化したようないい方をいっせいに報道していることです。

つまり、昨年、一昨年の『報告』では賃金抑制策が非常に露骨で、賃下げもおこなうといていたが、今回は業績のいいところは上げなさいといている。そういういい方で賃上げを認めている、財界の姿勢が賃金分野について軟化したのだというような報道がされています。労働組合の中にも、連合のコメントでも「業績のいいところは上げろ」といっているから、俺たちもがんばろう」といっています。運動論的にそういう利用の仕方もあるのかもしれませんが。全労連の『報告』に対するコメントの中にもそのようにとれるコメントがあったと思います。運動の立場から利用できるものはすべて利用していくというのはそれでいいと思いますが、それとは別に、国民春闘を前進させる上で、経団連が一番ねらっているところを的確にみていくことが重要です。

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

経団連は、あいも変わらず「日本の賃金は世界のトップレベルだから賃上げなどんでもない」というのが基調です。確かに「業績のいい企業は賃上げすればいい」といういい方をしていますが、同時に、「業績の悪い企業は賃下げなさい」といつているわけであります。つまり、財界は、統一して春闘をおこなわせない「バラバラ春闘」をこれまでも追求してきたわけですが、今回の経団連の『報告』は、「バラバラ春闘」の総仕上げをねらっていると、私は思います。「バラバラ春闘」とは形容矛盾で、バラバラになれば春闘でないわけで、「バラバラ春闘」になってしまえば経団連がいつているように「春闘」の「闘」は討論の「討」になり、「春討」になってしまうわけです。

財界は、全国闘争としてたたかわれる春闘を個別分断化し、「バラバラ春討」に解体する。全国的なたたかいを産業別単位に個別化し、産業別統一闘争を企業単位に個別化し、企業レベルではまともに団体交渉をおこなうのではなく、団体交渉などは昔話であって、労使協議制を前面に出しています。その労使協議制も企業の経営戦略を支持・促進する機構化しようとしています。しかも、「労使の自治」ということを非常に強調しています。経団連がいう「労使の自治」とは「国が労働法制を通じて企業活動をチェックする、規制をかけるということはやめろ。俺たち労使自治でやるんだから介入するな」ということです。つまり、「労使自治」イコール資本だけの「自治」ということです。労働組合の規制や国の規制を排除するということです。要するに、資本がやりたい放題やれる状況をつくる。結局そこに行き着くと思います。

ということは、憲法がやっぱり邪魔になる論理でありまして、27条だって25条だって邪魔になる論理で、憲法にぶつかるのです。レジュメに「二次的なねらい」と書きましたけれど、第一次的なねらいは9条にかかわると思います。

2つ目に、「東アジア自由経済圏構想」の問題

です。経団連は、この構想を「新ビジョン」からずっと打ちだしています。昨年も『経労委報告』で、「日本の技術や資本を海外に投入し、世界各国の富の創造に貢献し、そこで得られた利益を国内に還元し、次なるイノベーションを生むための資金とするというサイクルをつくっていく」とのべています。要するに、レジュメで「日本型多国籍企業」と特徴づけましたけれども、大企業は国内の生産拠点をどんどん海外に移転していくと同時に、国内の生産拠点もハイテクでさらに強化して、輸出攻勢もエスカレートさせる手だてを講じています。

その際の大企業の経済活動、企業活動、とりわけ海外展開は、アメリカの世界戦略の枠の中で、それに追従しながらやっていくというのが「日本型多国籍企業」戦略です。日本の独占大企業はすでに多国籍企業になっていますが、今申したような意味で「日本型多国籍企業」の方向を強めているのです。これは、アメリカが世界戦略を展開する上で、日本の自衛隊を自由に使っていくという問題と密接に関係している問題です。日本の独占資本の海外展開は、アジアが経済的においしいわけで、アジアを拠点にグローバル化し、しかしそこは政治的に不安定なところがあるわけですから、軍事力による資本の防衛ということが当然必要になってくるということです。このような理念の上に展開されている「東アジア自由経済圏構想」は憲法9条にもろにぶつかるという関係を生み出しています。

つまり、これらのことを簡単にいいますと、「日本型多国籍企業」戦略は、憲法の全面的な改悪という筋道につながっていくのです。今春闘はとりわけ憲法とのかかわりが強いということのを全労連の文書等でも強調されていますけれども、事実そういう関係になってきているということのを申しあげたいと思います。

3つ目は、経団連・財界のやり方の矛盾ということで『報告』に即して3つだけ挙げておきました。彼らは、「人材力」「現場力」が弱まっ

てきていることを非常に問題視しています。なぜ「現場力」とか「人材力」が希薄になってきているかということが問題です。これは財界・独占資本が強行してきたリストラ「合理化」の結果なのです。成果主義が広がっていく中で、経験の蓄積などが崩れて、「現場力」や「人材力」が弱まってきたのです。これは矛盾であります。さらにその矛盾は深まっているのです。成果主義の矛盾が、富士通などで噴出しており、『報告』も随分「反省」しているようにみえますが、それは成果主義をやめるというものではありません。成果主義の矛盾を巧妙に手直ししてさらに推進しようとするのです。しかし、それがまた次なる矛盾を生む。そういう関係にあると思います。

2つ目に「東アジア自由経済圏構想」も頓挫するに違いないと思います。マハティール氏はいろんな本で、日本が経済的にリーダーシップをとってアジアの経済全体を引き上げていく役割を果たしてくれる分には歓迎するけれども、憲法を変えとか自衛隊を海外に出すとか、そういう顔で俺たちのところに来てもらっちゃ困ると、はつきりいっています。この考え方は経団連が「東アジア自由経済圏」として捉えている国々の共通の思いだと思います。日本の大企業や財界がこういう形で、この地域をかつてやったようなやり方で「自由圏」をつくらうとしたって、そういう国々は経済の扉の前に心の扉を開いてくれません。この問題も決して日本の大企業の思い通りにすすむようなものではないのです。非常に矛盾を抱えている問題であると思います。

3つ目に『報告』は、中小企業、地域問題をかなり重視していますが、これもこれまでの新自由主義的な露骨なやり方の結果、いろんな場面で勝ち組、負け組とよくいわれる深刻な問題が出てきているからです。中小企業とか地域は負け組の象徴として出てきていますが、これは、これまでの「構造改革」の結果であるわ

けです。この3つの矛盾の前に、雇用とか生活不安とか平和とかに対する矛盾が非常に大きいことは、『報告』には出てまいりませんが、みんなが指摘している所であります。矛盾が非常に高まってきている。さっき大木さんが、風向きとしては労働組合の方にいい風向きみたいにいわれましたけども、そんなことはないと思います。私ははつきりいって、「労働組合側に非常に逆風が吹いている」、「その逆風の中に、この風向きが変わる契機がかなり出てきている」と、そのようなことを思います。

私が学習会にいった感じたことを最後に申し上げます。「たたかわないといけない」ということをかなりの人たちが実感しているけれど、2つ心配しているのではないかな。1つは自分の所属している組合がたたかえるのか、それと、ほんとうにたたかってもいいのか。もし賃金とか労働条件を大幅に改善するためにたたかうと会社がつぶれるんじゃないか。たたかえるかという心配とほんとにたたかっても大丈夫なのかという心配です。

今日の矛盾を解決する道筋と、賃金と労働条件を改善し、福祉重視型に変えていくたたかいが同じ道筋であるということ、最近全労連は「もうひとつの日本は可能だ」といっていますけれども、そうすることが結局いいんだということの理論的な勇気づけをどうやっていくかが問われているように思います。それがナショナルセンターのお仕事ではないかということを申し上げまして、非常に舌足らずでございませうけれども、今度の『報告』を読んで感じましたことを申しあげました。

小越 ありがとうございます。今の牧野報告は、主に『経営労働政策委員会報告』の2005年版、2004年版を取り上げての批判でした。日本の大企業は多国籍企業化している。それが同時に憲法改悪、あるいは春闘の「闘」を討論の「討」に変えていく攻撃を非常に強めているとい

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

う現実を強調しながら、かつそういう強い逆風の中に、実は展望があるというお話だったかと思います。後でいろいろ議論をしていただきたいと思います。それでは 3 番目のパネリストの生熊さんをお願いします。

2005 年春闘の特徴と課題

生熊茂実

こんばんは。私は全労連副議長と JMIU 委員長をしています。今日は組織的に捉われないでお話をしたいと思っています。一面的なことをいうかもしれませんので、後で批判の対象にさせていただきたいと思っています。

50 年目の春闘と『経労委報告』

2005 年春闘の特徴と課題を考える前提として、50 年目の春闘ということと『経労委報告』について、私の感じていることを簡単にのべたいと思います。

第 1 は 50 年目の春闘ということですが、『経労委報告』では春闘が終焉したのは 2 年前とっているんです。2 年前といえば、2002 年ということになります。その時期は、明らかに賃金水準が下がり始めたときだと思います。それで、賃金水準を上げる（ベースアップといってもいい）という意味で春闘は終わったというのではないかと思います。なぜそうやってきたのかといえば、私自身の感覚でいうと、50 年の春闘において、非常に大きな曲がり角は 2 回あったと思います。1 回目は 74 年の春闘で大幅賃上げをおこない、日経連がガイドラインを出し、75 春闘では 15% として、その枠内に押し込みました。いってみれば春闘の相場形成を資本がつくり出したということです。それ以降、賃金抑制・「管理春闘」という流れがずっと強まってきたわけです。2 回目の大きな曲がり角は、95 年に出版された日経連の「新時代の日本的経営」から始まったと思います。つまり、正規雇用労働者の賃金を抑えることにとどまらず、雇用形態そのものを変え

る、正規労働者を職場から追い出し非正規雇用に置き換え、低賃金・不安定雇用の労働者を増やしていく攻撃でした。この間の賃金水準そのものが下がった原因は、雇用破壊による賃金破壊、雇用形態を変えることによって賃金水準を大幅に下げていくことであったということです。

もう 1 つの特徴は、牧野先生のお話にもあったように、統一闘争としての春闘を破壊することだったと思います。それは二つの方向でおこなわれました。1 つは、企業ごとにバラバラにする統一闘争破壊です。2 つめは、労働組合としての賃金決定機能を奪う、「成果主義賃金」などにみられる個別賃金決定方式の拡大だと思います。

こういう「春闘つぶし」の攻撃に対して、私たちは何を考えなければいけないのか。相手の攻撃と真正面から対決するには、相手の攻撃手段に直接対峙する必要があると思います。先ほど述べた攻撃の特徴からいうならば、第 1 には、非正規と正規の労働者の賃上げを「底上げ」「均等待遇」などを基本にして、一体のものとしてたたかうということです。そして非正規雇用の拡大をさせない、正規雇用を増やしていくということです。第 2 に、産業別統一闘争・全国闘争の春闘をどうすすめるのかという課題が生まれます。そして第 3 に、成果主義にもとづく個別賃金管理に対してどうたたかうのかという課題が明確になると思っています。

第 2 は、『経労委報告』です。牧野先生がおっしゃるように、今度の『経労委報告』は、決して賃上げを容認したものではないと思います。ただそこには、矛盾が非常に激しくなっていることの表れがあると感じるんです。そこを私たちのたたかいで、どう生かしていくのが大事になっていると思います。

『経労委報告』の 2005 年春闘への具体的な対応でみますと、私は「4 つの言い訳」があると言っています。1 つは、企業の不祥事と重大事故、労災事故などについてもものすごく言い訳をしています。「人材力」や「現場力」が大切だといっ

ていますが、現場から「人材力」や「現場力」を奪ったのは誰だといいたい。それは、リストラによる人減らしや「成果主義賃金」などによる職場からの技術・技能の喪失などが原因であることは明かです。2つ目に、成果主義賃金の矛盾です。成果主義で無理に差をつけるから労働者の納得が得られないといっています。この問題でも矛盾が非常に深刻化していると思うんです。3つ目がサービス残業の問題です。サービス残業を摘発するような労働行政はやり過ぎだと、ものすごく噛みついてます。「労使自治」による職場の実態を無視しているというのです。とくに大企業などの「労使自治」では、法律もまもれないから問題になっているのではないのでしょうか。また派遣労働者も長く雇うと雇用を申し込まなければいけないとも文句をつけています。こんな法律や労働行政はなくせと、もっと「働くルール」の破壊をしようとしています。この延長線上に、またまた労働法制の改悪がねらわれています。4つ目はベースアップの問題です。なんのканのいっても、大企業はこんなに儲かっているのにベースアップなしはおかしいということは、大きな世論になっていると思います。日本のもうけ頭のトヨタは、ベースアップは絶対にやらないといっています。詳しくは分かりませんが、その代わり従来の定昇は6,500円だがそれを6,900円にするという話です。普通だったら、この400円はベースアップというのではないですか。全体の賃上げを抑えるために、世論をどうごまかすかということなのでしょうが、それはそれとして何らかの手を打たなければならなくなっている。きわめて汚い手口だと思いますが、矛盾の表れです。『経労委報告』は労働者に対する攻撃を強めているけれども、その中には相手の弱点・矛盾も拡大してきている。私たちはそこを握って、相手の傷に塩をすり込むような気持ちでがんばろうじゃないか。私はそんな気持ちを持っています。

さて今春闘の特徴ということになりますが、

2005年春闘の最大の特徴は、何よりも憲法改悪の危険がさし迫っているなかでの春闘ということだと思います。年配者の人たちは「あんな戦争をくり返してはいけない」と、「9条の会」をはじめ、いろんな形でものすごく参加してくる。若い人や現役の労働者・労働組合がそこまでなっているのかという問題提起もされています。しかし、憲法改悪問題は、非常に大きな社会的影響を与え、関心事になっています。自民党や財界側が、いまがチャンスと打って出てきていることに注意が必要です。憲法改悪問題はNHKの番組改変や報道統制、さまざまなピラマキに対する逮捕・弾圧とか、いろんな形で具体的に身の周りで起こっている国民の権利や民主主義に対する攻撃と関係していると思います。しかも憲法改悪が生活破壊攻撃と一体になっていることに大きな特徴があります。憲法25条をとっても、社会保障に対する改悪がものすごい勢いで進んでいます。これに対する怒り不安はすごいものがあります。実は私の父は、天皇は必要だという主張なんです、それでも年金暮らしをしていますから、もう小泉はだめだというようなことをいい出している。みんなそうだと思います。憲法9条改悪と憲法で保障されている「最低限度の文化的な暮らし」を踏みにじる攻撃が一体となって強行され、社会的に大きな矛盾となってきたと思います。

2つめの特徴は、大企業が空前の利益をあげているということです。毎日新聞は企業の余剰資金が最高になっていると報道していますし、日経新聞は、上場企業の3分の1は実質無借金経営だと報じています。大企業の利益はすさまじいものです。アメリカや中国の経済が「好調」であることもあるんでしょうが、多くはリストラ効果で企業が高収益の体質になり、ものすごく利益を出している。中小企業はどうかといえば、いろいろ厳しい面もあるんですが、全体としてみれば中小企業も景気の底だった頃よりは上がってきているという状況があります。

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

問題なのは私たちの暮らし、賃金が良くならないし、そのうえ社会保障が削られたり税金が上がるから、消費購買力が下がる、だから、国内消費が増えるという形での循環的な景気回復ができないという認識は社会的に一致していると思います。設備投資だけでは、どこかで行き詰まるのは明らかです。労働者・国民の生活は悪化しつづけているのに、大企業は儲けている、社会保障の連続改悪、庶民増税など、「このままでいいんだろうか」という世論が起こってきているという気がします。この世論とどう結びつく春闘にするのが問われています。

3つめの特徴ですが、先ほどの大木先生の話にもありましたように、プロ野球選手会がたたかった後の初めての春闘です。「それがどうした」ではなくて、私も重要なことと思っています。日本の労働組合で、新聞に載る労働組合、テレビに出る労働組合は、多くは否定的なことに使われています。企業不祥事のチェックができない、リストラは簡単に認める、そして特権的な利益だけまもっているというようなイメージだと思います。プロ野球選手会は、少なくとも、日本に役に立つ労働組合があるということを社会的にアピールしたと思います。最近では、初めてではないですか。いま、労働相談が増えている、小さな職場でも、がんばれば変えることができるんじゃないかというような思いを作り出したということが報告されていますが、私はプロ野球選手会に感謝しても感謝しきれないと思っています。そういう面で私は労働組合の存在感、労働組合がどういう社会的な役割を果たすのかが問われる春闘ではないのかという気がしています。

4つめの特徴は、組織拡大と要求実現が一体です。春闘ではないか、ということです。トヨタの子会社の光洋精工というベアリング会社、またその子会社でトヨタからいうと孫会社になる徳島県にある光洋シーリングテクノという会社に「請負」で働いていた人たちが100人以上い

ます。生産ラインで請負とって働いているけれども、実際は派遣労働者なんです。その「擬装請負」の労働者がJMIUに加入したんですね。その仲間たちがいうには、時給1,100円で5年も6年もずっと働いている。重要な仕事をしているのに、まったく賃上げがない。自分を派遣している会社へ行って、賃金をあげてくれといったが、「請負単価」が時間1,700円だから上げられないといったので、派遣先の会社にもっと上げてくれと申し入れにいったら「あんたのこの問題でしょ」といわれた。それで労働組合つくってたたかおうということになったわけです。実は、そこに正規労働者で組織されたJMIUの支部があるんですが、そういう動きがあることを全然気がついてなかった。その動きを知ったとき、JMIU支部ではその生産ラインは重要な職場だから、労働組合ができてストライキやられたら生産の上でも困るかなという企業主義的な話も一部で出ましたが、それはしょうがないんですね。今では一緒になってその仲間の労働条件向上のためにがんばり始めているんです。この話を聞いた時に、非正規労働者がこれだけ増えた状況では、簡単にできるものではないけれど、均等待遇はほんとに共通要求になっていると痛感しました。「青年」の低賃金、「底上げ」、「均等待遇」、「雇用の安定」、これらのキーワードを掲げて、私たちがほんとに社会に打って出れば、それは要求実現の大きな力になるし、組織拡大も前進する、そういう春闘ではないかと特徴づけています。

2005 年春闘の課題

時間がありませんので、簡単に春闘の課題に触れたいと思います。第1の課題は、何よりも労働者・国民の生活が悪化しているなかで、これをどう実際に改善するかということです。定率減税の縮小・廃止も出るわけですが、去年の暮に源泉徴収票をもらった人は、多分そこに定率減税いくらだって書いてあるはずですが、私は

扶養家族がいないので60,000円ぐらいです。ということは定率減税廃止で1年目で年30,000円がなくなるわけです。3,000円の賃上げでは、それだけでいっぱいです。そういういろんな問題が出てきているわけだから、生活向上のために石にかじりついてでも要求を掲げてたたかうことが必要ではないかと思っています。

JMIUは去年の春闘方針で「何が何でも賃上げ」というスローガンを掲げたんです。おとしの初秋、そのスローガンを考えたときには、春闘はなかなか前進しない、それでもがんばってやらなければだめだ、労働組合は経済要求でもどうしても前進しなければダメだという思いで考えたんです。その後、若干の経済状況の変化のなかで「いけるぞ」ということで、次に「攻めの春闘」といったんです。「そんなことって大丈夫か」と私に忠告する人もあったんですが、結果的には大したもんじゃないけれども、おとしよりも去年の春闘は前進したんです。そういうたたかう構えは大事だと思います。何が何でもこの生活悪化に対して歯止めかけていくんだと、がんばるんだという心構えは、大事なことだと思います。そういう春闘にしていかなければならないと思うんです。

それから、青年の雇用の問題です。これは現場で人が少なくなっていて、ものすごく労働強化がすすんでいる。だから人員増を求めているというのがひとつあるんです。また、若者が職場にはいられなければ企業の将来展望もない、という要求がありました。そのとき私は、プロ野球選手会のことを思い浮かべたんです。あのたたかいのように、私たちの春闘で社会的にアピールするのは何だろうか。今の世の中では、身近に学校を卒業しても就職できない若者が非常に多い。「若者にきちんとした雇用を」ということで、青年の雇用を拡大することがすごく求められていると思っています。このスローガンを社会的にもアピールしていけば、ものすごく支持が広がると思うんです。現場でもそれを求めて

いる。だから「これやろうじゃないか」ということを私は全労連でもいったし、JMIUでもいって、そういう方向でお互いががんばろうっていうことになっています。非常に大事な課題になってきていると思っています。

第2の課題は、憲法の問題も含めて日本の社会のあり方を問い、企業のあり方、企業の社会的責任の問題です。先ほど大木先生もいわれましたが、企業の社会的責任の中で、最大のものは労働者に対する責任だと思うんです。労働者の暮らしと雇用、将来展望を保障する責任があります。また地域経済に対する責任や製品・サービスに対する社会的責任、あるいは社会保険や税を支払う責任、社会的に働くルールを尊重する責任もある。そういう面でいうと、職場でも社会的課題が明確になっているわけで、そのことを大胆に訴えていけば、企業の内外で春闘を共同してたたかう力も拡大するのではないかと思います。いま、そういうたたかいが求められていると思っています。

要求実現めざして、企業の中でのたたかいでどうするのかも大事です。私はこういっているんです。青年はいま自立できない低賃金にあります。いま中小企業でいえば、自宅から通う労働者をあてにして雇っているんです。自立できる一人前の賃金を払ってないんです。寂しい話だと私は思います。独身寮がない。社宅もない。自宅から通うのを前提として、青年労働者を雇っているんです。だから、親も収奪されているんです。「青年が自立できなくていいのか」と問えば、経営者はまともに答えられない。「なんとかしなきゃならないと思う」というんです。企業の将来展望を考えたときに「青年を雇わなくていいのか」。やっぱりそれは「なんとかしたい」と答えざるを得ないんです。去年の秋、JMIUは「秋闘」をやったんですが、相当数のところで青年を中心とする雇用を増やすといっている。企業が倒産する危険のあるようなところでも、青年を雇うという方向を出してきてい

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

るんです。職場の中では青年の要求を中心にして、「青年春闘」をやるのですが、「青年春闘」というのは青年の要求を実現する事でもあるんだけど、青年の暮らしと雇用を守り拡大するというのをウーンと前に突き出すことによって、すべての世代の、すべての仲間の賃上げや雇用を守っていこう、という春闘にしていけると思っています。まだ、他の課題も残っていますが、時間になりましたので、とりあえず私のいま感じていることをお話ししました。

小越 どうもありがとうございます。生熊さんの話は変に私がまとめると具合が悪いと思います。要点は皆さんよくわかりだったと思います。それでは、今のお三方のご発言を受けまして、あらかじめお願いしていたフロアの方にご発言いただきたいと思います。発言時間は7分でございます。最初に全国一般の委員長である大木さんをお願いしたいと思います。

ナショナルミニマムの基軸としての 全国最賃制の確立

大木 寿

大木 全国一般の大木です。率直に申し上げたいと思っているのは、時代の変化です。労働者は大きく変化させられていますが、日本の労働組合がその変化を的確につかんで、その困難を打開していく方向の運動をしない限り、労働運動は衰退していくだろうと思っています。この10年間、雇用と賃金のあり方が大きく変えられてきました。社会保障と税金もそうです。いまの時代は、常用雇用から不安定雇用への大きな転換期を迎えていると思います。この労働者の大きな変化を重視することが大切です。不安定雇用労働者は当然低賃金でし解雇の不安を抱えている。なおかつ、まともな社会保障や税金も払えないような賃金ですから、このままいけば大変なことになる。極めて不安定な状態です。結婚・子育てができなくなる。技術の習熟が困難である。

このことは一人ひとりの労働者の問題だけではなくて、日本の産業、日本の国のあり方も含めて重大な社会問題が今提起されているといえます。この問題に対して日本の労働組合が何をなすべきかというのが今問われている。この大量の失業者、不安定雇用労働者を背景にして、賃金が下げられる。大企業労働者や公務員の賃金が地域の賃金水準へと下げられ始めてきている。これが今日の状態です。

ですから日本の労働組合が今もっとも重視すべき課題は、自分たちの組合とか職場の問題は当然大切ですが、これを基礎にしながらも賃金水準の底上げをどう実現するかという課題が重要です。そのことを多くの労働組合、ナショナルセンターが最大の課題として本気になって取り組む必要があると思います。日本のセーフティネット、社会保障制度が不十分な上に大変な事態になってきています。失業補償、生活保護、年金、医療、福祉が切り下げられてきています。ですから国民生活の最低保障をどうつくりあげていくかという課題が重要です。まさに人間らしく生活できる賃金と社会保障にしていける課題が極めて重要だと思っています。

全労連は、「21世紀の目標と展望」で、「人間らしく働くルールの確立」「健康で文化的な国民生活の最低保障の確立」「憲法と基本的人権の擁護、国民本位への政治への転換」という大きな3つの柱の実現を労働者・国民に対して提起し、約束したわけです。その実現のために全労連は総力をあげて奮闘するかが問われていると思います。

とりわけ私は、最低賃金の問題に絞って触れたいと思います。この間全労連は、最低賃金闘争を重視して生活保護基準以下の最低賃金はおかしいというキャンペーンを行い、全国一律最低賃金制を求める運動を展開してきましたが、その流れが今大きく始まっています。全労連は05春闘方針で、今こそナショナルミニマムの基軸としての全国最低賃金制の確立が求められており、05春闘を新たな出発点に本格的な運動強

化を図るとして最低賃金、均等待遇、公契約条例の運動の強化を提起していますが、その流れを一層前進させよう情勢になってきていると思います。連合は全国一律最低賃金制を求めています。最低賃金方針で地域最低賃金の今までの上げ幅準拠による水準引き上げでは限界があるというふうになり、生活賃金の理論構築をし、水準論による改善が必要だとしています。それを受けてさいたま市で調査をして、単身18歳で16,400円が必要生計費だとしました。時給840円ということも提起しています。合わせて均等待遇公契約条例を求めています。私どもが目にしたのは連合評価委員会の報告で「新しい賃金論」のなかで第1に均等待遇もあげてますが、「同一価値労働同一賃金」をもとに正社員と非正社員の枠を超えた公正な賃金が必要として、生活を保障する全国一律のミニマム基準について、社会保障制度などとの関連も含めて検討する必要があります。つまりこれは、全国一律最低賃金制の検討を示唆していると思います。

また、現行最賃の問題について、最賃の目安制度の全員協議会の中で、地方最低賃金審議委員会の会長が「最低賃金が生活保護基準より低いことを説明する論理は見当たらない」としています。これは全労連の要請・意見陳述に対して、反論できないと述べているのです。さらにマスコミや研究者の中にも生活保護基準以下の最低賃金はおかしいという論が広がっています。橘木京都大学大学院教授は岩波新書の『家計からみる日本経済』で「所得格差の是正が必要だ。低賃金の根源は低すぎる最低賃金にあり、生活保護基準以下の最低賃金はおかしい」と指摘しています。こういう大きな流れの中で、全労連も含めてこの2年間、運動が画期的に前進をし始めました。

全労連は「1,000人の生活体験、1,000の自治体決議」という運動を提起してきましたが、生活体験は昨年22地方561人が参加しました。これは一昨年の2倍となりました。テレビ、新聞も

大きく取り上げて、社会的な反響を呼びました。自治体決議は意見書採択も含めて、21地方202自治体。まだまだ全自治体から比べれば少ないけれども、一昨年の7倍。社会的な影響力を広げ、政府や財界への大きな圧力になり始めてきたと思います。福島県労連は42自治体に要請し、県議会を含めて39の自治体で決議をした。大分では30自治体、北海道は22自治体。地域経済の疲弊、不安定雇用労働者の急増などがあるがゆえに、保守的な議会であってもこのような決議ができる。そこに大いに確信を持つ必要があると思います。

このような運動を背景にして、財界が最低賃金のマイナスを強く要求している中で、最低賃金は1円から2円という極めて低い額ですが、財界の攻撃をはねかえして引き上げたということは、最低賃金をめぐる激しい攻防の中で流れを変え始めたということではないかと思います。44地方で地域最賃の引き上げを実現しました。とりわけ注目すべきは17の地方で経営側委員が引き上げに賛成したことです。このことは地域の現状が大きく影響していると思います。そういう意味で、生活できる最低賃金と国民生活の最低保障の基軸となる全国一律最低賃金制の確立を多数の労働者、市民さらに自治体に広げていく条件がかなりできてきたと思います。それを受けて全労連は05春闘で全国一律最賃制の法制化を目指して最賃要求大綱を学習・議論してつくりあげ、21世紀の初頭に全国一律最賃制が実現できるような運動を大きくしていこうということに、全力をあげたいと思います。すべての力を総結集して運動をするというところまでいってませんけれども、その流れはできてきたんではないかと思います。

と同時に、もう少し高い視点でものをみる必要があると思っています。なぜ全国最賃制や均等待遇、公契約条例を実現していくのかといえ、グローバル化の時代にあつて、とりわけ経団連が「東アジア自由経済圏構想」を出しているもとで、日本の労働者はアジアの労働者との競

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

争が問題になっているのです。また、日本の労働者のたたかいが不十分なゆえに、EUの労働者たちの足を引っ張っているという現状があります。グローバル化の時代、国際ルールを守らしていく。大企業と政府の社会的責任を厳しく求めて、労働組合として国際的に責任を果たしていくことが重要ではないでしょうか。そういう視点で、労働組合が国際的な連帯、とりわけアジアの労働組合、労働者との連帯を強めることが日本のすすむべき道である、と思っております。憲法9条と25条の問題が重要です。憲法改悪を許さず、人間らしく働くルールの実現をめざしていくことが、世界の労働運動に貢献していくためにも、特に東アジアの労働者との連帯をすすめていくことになると思っております。時代の転換期にあつて、全労連が労働者・国民に約束した「21世紀初頭の目標と展望」を実現していかなければならないと切実に感じております。

小越 ありがとうございます。大変迫力のある発言でございました。次に埼労連の議長である原富さんをお願いいたします。

「地域春闘」について

原富 悟

原富 埼労連の原富でございます。春闘について、ここ数年ずっと問題意識として持っていることを、『賃金と社会保障』の「春闘ハンドブック」に書かせてもらいました。それは「地域春闘」ということです。「地域春闘」という言葉は定着しているのでしょうか。地域で春闘をやる、地域労連や地方労連が春闘をやる、現状の到達点では、全体として地域の春闘は賃金闘争というところで見ると添え物になっています。産別組織が産別の統一闘争で賃金闘争をやる、地域ではそれを応援をし合う、このことをなかなか越えられません。一方で、春闘の構造は変わってきています。管理春闘あるいはガイドライン、上からの抑え込みという大企業労組の協調の枠

組みと労働力の流動化という両側面から地域で賃金相場が形成され始めている。それは特にパートの時給というところに現れていたのですが、だんだん正社員というところでもそういう側面が出てきた。そうすると春闘で賃金闘争をたたかうのに、地域から相場を押し上げていくたたかいを独自に取り組むということがなければ、賃金闘争全体としては弱いのではないか。そこに春闘の構造の変化を読み取る必要があるのではないか。そういう観点から、地方や地域組織が独自の役割、賃金闘争における独自の役割を持っているということを押さえて運動をくみだてていくことが必要だと思います。

全労連の関東・甲信越ブロックの討論集会でいろいろ議論をしました。首都圏などではそういう問題意識も持ちながら、それなりに運動の組み立てができてきましたが、全体の到達点で見れば、「春闘の学習会を共同でやった」あるいは「討論集会をやった」—そこまでで地方、地域が主体になった賃金闘争は終わるんです。国民的課題は一生懸命やります。市役所・自治体を変えようという運動もやります。だから、「地域春闘」といってうんとがんばるんですけども、賃金闘争はやっぱり産別組織の単組のやることの応援、添え物に過ぎなくなっています。

具体的に何をやるかということですが、埼労連では2002年から、秋、11月に県内90の市町村を訪問活動して、公契約条例の制定に向けての議論だとか、「あんたのこの役所ではパートの時給はいくらだい？」と、こういうことをずっと3年間やってきました。データやアンケートもとって、そういう活動の中で上尾市とかさいたま市とかいくつかの所で実際にパートの時給の改善なども勝ちとってきました。公契約においては、今は公共工事の方が民間工事よりも現場の労働者に渡る実際の賃金は低いんです。1日あたり2,000円位低いこともある。官公庁が設定する設計労働単価は、前年の現場の実勢を調査して決めることになっているので、それが毎

年低くなっていく。つまり公共工事が建設工事の現場の賃金水準の足を引っ張っている。それからパートの時給、一般事務でいいますと、これも埼玉県内の女性の場合で民間の相場は890円です。だけど県の臨時・非常勤は780円です。市町村によって組合があったりなかったりしますから、うんと幅がありますけど、平均値は780円、動きとしては県が決めている780円よりも高い所は780円に向かって下げている。それより低い所は県の基準に向かって上げていく。だけど全体として780円というのは、一般の民間の事業所の時給よりも100円低いわけですね。つまりパートの時給にしても建設工事にしても不安定雇用や不安定就労、あるいはたたかう力のないところの労働者は、民間の相場よりも公の力によって賃金が引き下げられているという実態がある。ここは「公なんだから公共サービスをちゃんとやる。そのためにちゃんと払え」というような、市民の利益に添うことだということも含めて働きかけることによって、地域の相場を引き上げることが意識しながら、とりあえず取っ掛かりとして、役所を拠点に地域で波及効果の起点をつくっていく。地域の相場をつくると。こういうところに視点を当てています。そういう運動と、全労連も方針を出しましたが、各企業のなかで企業内最賃をしっかりと協定として結ぶ。それを産別だけでなく、地域でずっと蓄積していく。「この地域の企業内最賃はいくらだ」「地域はこうだ」といって全体が重層的に組み立てられていくと、その地域の運動の結果としての最低賃金のレベルも上げていける。それは大木さんがいわれたような、全国一律最賃闘争の方向にちゃんと結合していけば大きな力になる。こんなイメージを持っています。

研究者の方々の論文でも、「地域で賃金闘争をどうするか」というのはあまり議論されてないように思うし、全労連の議論の場でもあれだけ地域運動が前進をし、15年間力を蓄えてきたにしては、「賃金闘争で地域は独自の役割を果たす

んだ」という視点での議論は弱いと思います。大木先生がもっと普遍化をといることを最初おっしゃられたけども、普遍化するほど全体がやれてないということがあるんですが、あちこちでやり始めましたので、全労連の中でも普遍化の試みを、一般化の試みもしていきながら、いまは試行錯誤ですが、全体としての前進を図りたいと思っています。

小越 「地域の賃金相場の形成」など、非常に重要な指摘があったかと思います。続きまして、国公労連の書記次長の岸田さん、お願いします。

公務員賃金の改悪問題の現状

岸田重信

岸田 私は人事院がこの8月に打ち出そうとしている給与構造見直しの問題について報告したいと思います。この中身は、3点ほどあるんです。1つは俸給水準、基本給をすべての職員5%程度引き下げる。そして地域ごとの民間賃金を反映して上限20%の地域手当をつけていく。20%は東京ということになるかと思います。俸給月額はその仕事に対する評価であり、年々にわたる定員削減による労働強化や業務の複雑困難の中での仕事の評価を引き下げることとは断じて認められないという立場です。地域における民間賃金の格差とは何かといいますと、そこに大企業が存在するかどうかが大きく影響してきているのです。同じ仕事をしながら、地域に民間の大企業がないから低賃金でよいとはならないのではないのでしょうか。本省庁と出先との間では今でも機関間の格差ということで、15%の賃金格差が存在をしています。このことを今以上に格差を拡大するということを行うべきではないというのが、国公労連の考えです。民間企業における地域手当の支給水準は、だいたい1万数千円程度が相場です。20%もの地域手当を支給している民間企業はありません。昨年の寒冷地手当の議論では、「民間に手当がな

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

いから北海道以外には寒冷地手当をつけないんだ」。こういうことが議論になったわけですが、この事とも矛盾をしていると思います。また、国家公務員にとっては今回の給与制度の見直しは、人件費削減ではなく、地方の公務員の賃金を下げて、本省庁を中心とした職員の賃上げを行うという配分見直しです。しかし、それに伴って国家公務員の給与制度の改悪が、国家公務員の3倍もいる地方公務員の賃金引下げを引き起こし、地方公務員にとっては総人件費抑制ということになります。そしてこれが国家公務員の給与制度の改悪を使って地方公務員の給与を下げ、総人件費を抑制しようという政府のねらいともいわれている理由です。また、俸給月額削減は退職金には直結をし、そのことに伴って今の支給月数のままですと退職金は1人あたり百数十万円引き下げられることになります。また一方、地方の民間企業はどうでしょうか。地方の公務員の賃金が引き下げられれば、私たちが賃金が近くなったなということではまず、当然民間の企業の企業家は公務員も下がるんだから、自分の企業の賃金も引き下げようということになるのではないのでしょうか。そうすれば、翌年の国家公務員の賃金にも影響するという、賃下げ悪循環を引き起こす事になるというふうに考えているところであります。

2つめの改悪は、現行の俸給表そのものを抜本的に変えてしまうという攻撃です。職務職責を反映した俸給表を作り、そして昇給カーブをフラット化する。いわゆる寝たきり賃金体系にしようとしています。役職が上がらない限り賃金を引き上げない。そして本省庁と出先の間での機関間の格差、これが俸給表の見直しによって、より一層拡大することになります。またねらいは、昇給カーブをフラット化することによって、中高年の賃金抑制をターゲットとしています。地方に勤務する中高年の公務員は約10%程度高いとの問題意識を持っているところであり、これを引き下げるための俸給表構造の見直しと

いう事がいえると思います。

3つめは、勤務実績を反映した給与制度ということです。その中心は査定昇給制度を導入することです。現行の公務員の昇給制度は1年たてばほとんどの職員が1号俸上がることになっているけれども、これを号俸の細分化によって昇給額を抑え、個人別の昇給格差をつけていこうと考えているのです。査定昇給の導入は、民間企業においては定期昇給制度の廃止を促進する事になり、民間における成果業績主義強化の給与制度の導入を加速することになるのではないのでしょうか。国家公務員に勤務評定制度はありますが、公正・公平な評価制度は存在しません。このことは人事院も認めているところです。民間でもなかなかうまくいかない成果主義賃金を人事院が国家公務員に導入をして、成果業績主義強化の賃金制度をつくることによって民間にもそのことをより一層広げていく、こういうことをねらっているのではないのでしょうか。

人事院はこれら3点の見直しについて、どれか1つをやるということではなしに、3点同時に今回やるということを言明しています。国公労連は配分見直しによる地方に勤務する公務員賃金の引き下げ、これは絶対に容認する事ができない。また、こうした地域間や機関間、個人間の差別を拡大する給与制度には反対してたかっていく決意です。国家公務員の給与制度の見直しが与える社会的な影響を訴えながらたかっていきたいと考えています。

小越 公務員の賃金の改悪問題の現状を発言していただきました。続きまして生協労連の副委員長の八谷さんにご発言いただきたいと思います。

非正規の組織化と均等待遇実現について

八谷真智子

八谷 生協労連の八谷です。私も、個人的な立場で発言させていただきます。生熊さんや大木さんから均等待遇の問題について話がありま

したので、生協労連の中で、どのようにその課題をすすめていくのかを悩みながら運動している立場で少し発言させていただきます。

ご存知のように、日本のパート労働の不安定性や低い処遇である実態は少しも改善されていません。「賃金が低くてもパートだから仕方がない」といった状況があり、企業の雇用管理上で正規労働者とは明確に区別され、「身分」的差別の実態があります。

では、今の、現状を変えていく大きなエネルギーがあるのかといいますと、非常に心もとないという思いがあります。先ほど大木先生がいわれた「本気で勝ちにいく」ような盛り上がりがあるかといえば、無いと言わざるを得ません。パートだけをみても労働組合に組織されているのは3.3%でしかなく、パートが自らの賃金をどうしていくのかという議論の場に、たっていない。ここをどうしていくのかということを、労働運動の大きな課題にしなければならないと思っています。

同時に、「均等待遇」や「均衡待遇」ということを考える際には、日本の男性の働き方の問題と、パートなどの家計補助的といわれている働き方が、果たしていまどうなっているのか、その変化もつかんだ上で、賃金のあり方をどうしていくのかナショナルセンター（全労連）としても考えていく時期にきているのではないかという問題意識を持っています。

男性と女性、正規と非正規、そこでどのように賃金が支払われているのか、また、働き方はどのような実態があるのか、こうしたことを相互に出し合い議論し、共有化するなかで、均等待遇の課題が、正規、パートの垣根を越えて現実の問題になってくるのではないかと考えています。

生協労連では、パート労働者が組織の7割近くを占めるにいたっておりますので、「均等待遇」への要求はたいへん強くなっています。それは、パートの仕事の質が変わってきていることを反映しています。パート店長やパートリー

ダーのように、正規労働者と全く重なる仕事をするパートが増えてきているにもかかわらずその処遇は正規の半分程度で、このまま低い処遇で放置していていいのかということが、企業経営者にも労働組合の側にも問われてきていると思います。

いま、生協の経営はたいへん厳しい実態があり、賃下げを提案してくる生協もあります。その時に、正規労働者を上回る賃下げ率を提案してくる経営者もいて、均等待遇の課題がまったく意識されていない状況もあります。しかし、私たちは、経営が厳しくても均等待遇要求をしっかりといい続けよう、と運動をすすめています。

今年の春闘では、全労連が発行した「均等待遇パンフ」を使いながら、「均等待遇って何」「均等待遇をなぜすすめなければならないか」「今、パートや非正規、正規の実態はどうなっているのか」など、均等待遇について知ることからはじめようと、学習を広げています。「均等待遇パンフ」の最後のページに「均等待遇度チェックリスト」があります。ここを見ていただくと、賃金だけではなく、教育訓練、健康診断、一時金・退職金制度、労働組合への加入などについても均等待遇の課題があるということがわかっていただけるチェック内容です。正規にとってもパートにとっても「均等待遇ってこんなに広い範囲にわたって改善していく課題があるんだね」ということをきっかけにして、05春闘では、賃金面だけでなく、福利厚生や教育・訓練など「均等待遇要求」をすべての単組で掲げて、一歩でも前進させていこうと呼びかけています。

今後のところでは、個別職種ごとに均等待遇要求をどうするか深い議論をすすめる必要がありますが、まずは、正規労働者の実態とパート労働者の実態を比べて、仕事ではどこが同じでどこが違っているのか、知り合うこと。そして、少なくとも福利厚生面などの不合理な取り扱いをされているところは要求として掲げて労使協議の議題にしていこうと、正規・パートの

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

労働組合内の合意づくりを重視しています。共同で議論する場面をどれだけ多く作れるか。そこに均等待遇実現の世論を広げる一步があるのではないかと考えています。

生協労連ではこうした議論が正規・パート一緒にできる条件がありますが、正規労働者だけの労働組合では、パートなど非正規労働者の均等待遇の課題は、ほとんどとりあげられていないのではないかと思います。労働組合の社会的責任からみても非正規の組織化や均等待遇実現の課題を重視してとりくむ必要があるということを訴えて発言を終わります。

小越 もっと発言したい内容があったかと思います。時間が少ないことをお許し下さい。続きまして、労働評論家の鹿田勝一さんにご発言いただきたいと思います。

政治闘争と経済闘争の結合

鹿田勝一

鹿田 仕事ではおもに運動をされている側の取材をするという立場にいます。そういう立場から30年間ほど、春闘を裏と表から取材して感じていることを含めて話したいと思います。

05年『経労委報告』の問題については、先ほど牧野先生も指摘されましたが、私が経団連の役員に聞いた時も「今年は去年よりも一歩踏み込んでいる。その中身は『ベアの役割は終わった』という言葉にしたこと、それから定昇についてはこれまでの見直し凍結から今年は『廃止』という言葉にしたこと、さらに公務員制度改革に踏み込んだのもこれまでにないことである」といわれてました。私は「奥田会長が個別企業の賃上げは自由だ」といつていることについても聞いてみました。日経連が48年に結成されて57年目です。『経労委報告』などが出されて31年目になります。日経連の50年史とか『経労委報告』などを31年間読んできましたが、財界のトップが「賃上げ自由」といったのは初めてです。

ところが労働側では連合しかり、電力、電機、NTT、トヨタしかりですが、ベアを放棄しています。「経営者として“組合が賃上げの要求をしない”ということはどう思っているのか」と質問しました。その人は「組合の方は経営と労働のことを非常によく理解してくれている」といつてました。これは『経労委報告』にもありますが、「春闘というのは企業が生き残るため経済・経営について労使の『認識の共有化』をすることである」ということの現れだと思えます。

一方、組合の側にも「ベア要求したらどうか。経営者は要求しないと回答する必要はないんだから」と問いかけてますが、連合の場合、要求しているのはJAMなど中小産別とゼンセンぐらいです。連合会長が一生懸命に「状況がよくなったから可能な限り積極的にベアを要求すべきである」といつても、その言葉の裏には大手産別やトヨタなど大手組合はいません。そういう寒々とした状況がすすんできている。「状況が良くなったんだからナショナルセンターとして要求してほしい」というのは中小産別の要望にとどまり、大手は全然ベア闘争をやらないという状況がすすんできている。そういう中で春闘が展開されているということを見ておく必要があると思えます。

私はある雑誌に、春闘50年史シリーズをずっと書いてきましたが、その中で今後の課題として感じていることが4点ほどあります。

1つは、大企業労使の社会的責任の迫及です。これは“労使”です。春闘は大木先生が先ほどいわれましたけれど、春闘を取材して大きい転機になったのは75年の政財官労一体の「管理春闘」だと思います。その時に総評が総括したのは「春闘相場を資本の側に逆用された」ということです。つまり、春闘相場はもはや労働組合がつくるものではなくなったといっているわけです。それに「大企業労組の賃金自粛が加わった」と指摘し、さらに当時は反インフレ闘争とか、年金闘争ということで、国民春闘があった

けれど、その国民諸団体との結合も不十分だった、という形で春闘が右肩下がりになっていく。この構図は基本的には29年間続いているのではないかと思っています。89年に全労連が結成されました。

そういう構図の中で、私は05春闘とかこれからの春闘含めて大きい問題は、大企業の賃金自粛、賃上げ放棄に対する社会的責任を追及していくことが、重要だろうと思います。かつては新日鉄など8社懇でしたが、今は1社懇、トヨタだけです。いってみれば、自動車総連でも「トヨタのベア放棄は残念」ということにとどまり、電機連合も要求できない。連合に「統一ベア要求をつくったらどうか」といっても、「トヨタとか電機などが要求をつくらず、産別・組合の自主判断」といって要求をつくらない。その結果、連合の組合だけではなく日本の多くの組合に「敗北春闘」を蔓延させている。来年は基幹労連の鉄鋼が要求すると思いますから、若干情勢は変わるかもしれませんが、労働組合と企業の社会的責任を追及していく春闘が重要だと思います。

2点目は雇用と賃金闘争についてです。生熊さんもいわれたように、雇用構造変化の大きな転機は95年の「新時代の日本の経営」です。これは雇用形態の多様化・流動化と賃金制度の破壊を両面でやっている。この両面の破壊に対するキーワードは3つあります。1つは均等待遇です。もう1つは標準労働者の賃金をきちっとつくっていくことが急務です。日本の賃金は企業で分断されている。同じ仕事をしながら雇用形態が変えられることで賃金が30%も下げられる。こうしたことをやめさせるためにも熟練度別の社会的横断的な規制を持った賃金水準をつくっていくことが雇用流動化多様化のなかでは重要だと思います。第3は全国一律最賃を含めたミニマムの確立です。

3点目は財界の春闘の個別・分散化の攻撃。春闘方式の破壊に対しては産別統一闘争と産別、地域の共同闘争の拡大がより重要となっています。

4つ目は政治闘争と経済闘争の結合の問題です。今、経営側の方からも現場力、人材力の危機といわれています。労働組合は人材力を含めてたたかう1つのチャンスを迎えていると思います。政治闘争と経済闘争のチャンスですが、連合は基本的に政治闘争と経済闘争を分離しています。しかも消費税増については福祉目的で賛成であり、改憲の方向が組合の中に出てきました。そういう点では07問題含めて、本当に全労連が職場、地域からしっかりとたたかいていかなないと、大きい共同は実現しません。本当にいま政治闘争と経済闘争を結合するたたかいが求められていると思います。

小越 運動における重要な柱について問題提起されたかと思っています。最後に、労働総研の常任理事の金田豊さんに、ご発言をお願いします。

春闘の再構築の課題

金田 豊

金田 私は、財界の春闘対策の転換に対決した春闘の組織化、春闘の再構築の課題について若干意見を申し述べたいと思います。

1つは、日本経団連は春闘終焉を昨年の段階から言っています。春闘もう終わったということですから、その次の段階での労働のシステムづくりをすでに始めたと、私は感じています。これまでやってきたことは労働組合の団結破壊です。労資協調体制をすすめて、たたかう部隊を抑え込んでいく。その上で今度は成果主義管理を強めて集団的労使関係から個別労使関係を強化するというのが、彼らの構えでした。今度はこの個別労使関係を中心にしながら、労働者をコスト削減体制にどうやって抑え込むかの仕組みを、具体化しつつあるのではないかと。しかしこれには、矛盾がないはずはありません。

たとえば年功賃金打破、コスト削減ということがいわれていますが、今までも団結破壊、労使関係の分断と個別労使関係の改変を含めてす

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

すめてきたのです。1960年代に職務給化がすすんだとき、70年代の職能給化になった時、90年代後半から以降の成果主義賃金。しかしこれが出てくるときは必ず年功賃金打破が出てくる。50年の間、経営者側は年功賃金打破の目的を達せなかったのかといわれてもしょうがない。

成果主義の次の段階、個別労使関係を中心に、さらなるコスト削減をやろうとする時、これまでのやり方ではうまくいかないから新しいことをやろうとする。それが先ほどから議論がありました雇用形態の多様化、非正規雇用拡大で雇用関係の改変をやっていくという攻撃です。正規従業員と非正規従業員を区別して処遇するなんてことはもうやめて非正規を共通の土台として処遇条件の引き下げを図ろうというのです。したがって、「長期継続雇用」か「短期有期雇用」かという区分だけしかない。ということは、一番下に不安定非正規雇用をおいて、それを基礎として処遇体系を組み立てていくということです。ですから、今までの正規従業員を対象にした賃金体系政策では対応できない。雇用形態を超えたシステムで個別労働者を完全に人事管理上で掌握するということになってきます。成果主義方式によって自分の働きで賃金を稼ぐ、組合が口出しをする余地はないという団結破壊の上に、未組織不安定雇用を基礎に人事管理を築こうとするのは、憲法の保障する労働基本権を否定するものだと思います。

今、憲法擁護が非常に重要な段階にあります。これは平和の問題であると同時に労働基本権をほんとに実態として確保していくということがなければ、資本家側の新たな企みに十分に対決していくことができないと思います。その意味で、先ほどもありましたが、プロ野球選手会がストライキを行った事は非常に重要なことです。何もストライキだけではなく、団結をどうやって回復していくのが重要です。大企業の職場でもそういう観点がどうしても必要です。財界・大企業が新しい労働のシステムづくりを

非常に横暴なやり方ですすめてくるわけですから、矛盾が非常に充満してくる。法律違反をいくらでもやる。裁量労働をすすめ、時間外労働を表に現れなくする。違法な不払いサービス残業が、いくら取り締まられても増える状況も出てくる。しかし法律が厳然としてあるわけですから、われわれがもっと攻めていく問題だと思います。その時サービス残業をやらざるを得なくなってくる職場体制が問題ですから、要員の問題を含めていろんな課題が出てくるでしょう。雇用の問題も、流動化、多様化をすすめて、正規従業員に非正規雇用を置き換えていくなら、賃金を成果主義の個別管理で分断しても、増加する不安定雇用を流動化したら労働市場の中で調達される共通項としての処遇条件が出ないはずはないと思います。

財界は矛盾を出ないようにどうやって市場を分断するかということ、次の段階で考えていると思います。先ほどの発言でも、特定職種について市場でパートさんやその他の賃金の一定の目安ができつつあるといわれました。これは明らかに成果主義で個別分断をすすめていく資本の政策と矛盾する事だと思います。こういう矛盾に対してわれわれが社会的基盤形成をめざす要求を対置して運動をすすめていくことができないだろうか。春闘50年をみれば、財界・大企業は、企業別組合の下で、企業別要求にさせ、それをいろんな階層別に分断し、労働者の団結と要求をいかに分断するかを狙い、それによって、春闘を破壊するかを画策してきたわけですから、われわれは要求をいかに統合するかということが非常に重要な課題なのだと思います。そういう意味で、財界の攻撃が新しい段階に入って、矛盾も拡大してきているというもとので、どうやって共同要求をつくっていくか。課題はいろいろあると思いますが、時間がありませんから具体的には申しあげませんが、企業別組合の組織を超えた共同の要求で団結がすすんでいる課題を、豊富に地域から、地域春闘といっても

いいでしょうが、見つけ出していく。それを大企業の企業内労働者とも連携をする。これはいかに大企業が労資協調体制であっても、法律違反までやれば地域から個別労働者が文句をいう立場がない事はないはずですから、そういうことも含めて財界が新しい雇用システムのつくり変えを画策していることで生じてくる矛盾についていく春闘をみんなで考えていきたいと思えます。抽象的な発言だと思いますが、時間ですから終わります。

小越 3人のパネリストの方、こちらであらかじめお願いしていた方々の発言をふまえ、次に本日参加されている方の発言に移りたいと思えます。フロアにおられるどなたでも結構ですが、ご発言いただきたいと思います。発言時間はお1人5分です。なお、発言される方は所属とお名前をお願いします。

討 論

吉谷(消費税をなくす全国の会) 皆さんがたとはちょっと向きが違う発言になると思います。私ども消費税をなくす会の組織対象は圧倒的に未組織な人々です。その人たちを通じて今の情勢がどう反映しているかを、最初にお話ししたいと思います。

小泉内閣になりましてから3年間の変化は、「国民は痛みを耐えよ」という言葉とともに、税金と社会保障の名のもとにおける収奪が徹底的に国民生活、特に低所得の社会的弱者と言われる人々を直撃いたしました。当初は「老人はこれでは生きていけない。墓穴の上に立たして蹴落とすようなものだ」というようないい方だったんですが、時とともにその言葉が激しくなしまして、最近では「小泉を殺せ」というような激しい言葉を、特に高齢者の人たちは吐くようになりました。大変な怒りが国の中に沸騰しつつある。これに火がつけば大きな変化がおきると思えます。私どもの運動に対しては、以前と

違いまして、署名をしてくれる人が話したがるんです。自分の思いを訴えたいという方が非常に増えてきました。ピラを配ったり話しかけることに対して、「ありがとう」とか頭を下げていく方が増えてきました。こういう思いが火を噴かなければならない、今のような政治が続くはずがないと思いつつ、同時に多くの方が「そういつてもだめだ」というのです。「結局は増税やられちゃうんじゃないか」と言う方も非常に増えています。「そうはいつても政府もお金がないんじゃないか」「年金財源には必要じゃないか」そういう方も同時に増えているわけです。こういう矛盾した状態をどう打開するかということ運動の中でいろいろ考えています。

今日お集まりのみなさまがたは、世の中を変えていくこと、社会的な悪というものがどういう根源をもっているのかということを経験的に把握をされて、お話をされていると思うんですが、そういう論立てや文脈だけでは相手に通じないということを非常に痛感するんです。最近対話した未組織労働者が「国会議員を全部虐殺しろ」といったというんです。そういう人には、なぜそんなことをいうのか、よく気持ちを汲みあげないと対話にならないんです。ある理論的な文脈をもって話しても、全然理解されないという状態があります。そのために、宣伝のあり方もいろいろ工夫しなきゃならない。たとえば紙芝居をつくる。紙芝居も演者によってだいぶ違いまして、私のようなものがやったのでは、どうも反応が悪いんです。ところが大変うまい方がやると、紙芝居を聞きながら対話になるんです。

この会場の後ろに貼ってある大型ポスターみたいなものが、対話のために必要だとおっしゃる方がおられますから、こういうものを作ってこれで対話をするなど、働きかけの内容をいろんな工夫をする必要があると思っています。なかなか若い人と結びつき、話ができないということに気づきまして、成人式での宣伝ではピンポン玉宣伝をやって「増税に賛成か反対か。それ

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

ともわからないか」というふうなことで話してもらう。そういうことを通じて対話になるんです。そして発見したことは、女性が非常に生活感を持ってしっかりと話をすることです。男性はダメなんです。これはなぜかと考えてみると、女性は生活のことを考えている。男性は、あるシステムの中でどうやって生きていくかってことを考えてる。そこに大きな違いがあると思ってるんです。そして、どうやったら女性の力を引き出せるかを真剣に考えなければならぬと、運動の中で痛切に思います。女性の方が先頭に立っている消費税をなくす会の運動は、非常に強力なんです。

小越 非常に貴重なアドバイスだったと思います。

松岡(年金者組合) 年金者組合は今まで春闘は現役労働者の応援団のような立場でいたんですが、今年はそうはいっておれないという雰囲気全国にみなぎってます。昨年の2月、予算時に決定された高齢者・老年者控除の50万円廃止と年金等控除20万円減額で、実質課税所得が70円万増えますと、年間地方税も含めると10万円くらいの増税になる。ですから下手な年金改悪よりも直接攻撃が厳しいということに、半年ほど経って気がつきだして、増税反対闘争を国民春闘のなかで一緒にたたかおうと論議しています。すでに民主商工会や土建の仲間たちと協議をしながら、3・11の増税反対闘争に年金者組合としても一緒にたち上がる準備をしています。全国的に財務大臣と知事宛の個人請願運動を税務署長と市役所の市長宛に行うことを今決めて、準備に取りかかっています。民主商工会や土建のみなさんとも心よく受け入れていただいて、一緒にたたかおうということになっています。

これだけ次々と社会保障が改悪され、高齢者が増税で追い立てられ、この後定率減税が廃止になり、消費税増税が追っかけてくるという状

況です。ほんとにお先真っ暗になりそうだということから、年金者組合もじっとしておれないということで今年の春闘では増税反対闘争で立ち上がる。もう一方では、最低保障年金制度を握って離さない。昨年の地域での共闘を教訓にしながら、じっくりとこの最低保障年金制度が確立できるまで、地域の労働者やあるいは地域の一般の人たちと一緒に共闘組織がつくれるような努力を積み重ねながら、平和を守る、憲法を守るという運動を結合してすすめていこうと、準備をすすめています。各地域で、現役の労働者と一緒にたたかえる今年の春闘を、是非発展させていきたいと考えています。

小越 年金者組合の方からの春闘への主体的参加のメッセージです。

西村(労働総研理事) 私は過労死、労働時間、そして命や健康をどうやって守るのか、という課題について発言します。3万人以上の自殺者がずっと続いている。交通事故死は現在8,000人ほどですから、4倍近い方々が自殺をされる。この自殺のうちの5%は労働者が「過労自殺」などという形をとって死んでいるんです。「過労自殺」をさせる仕事のさせ方が、問題だといってたたかい始めると、だいたいいいとこまで押し返していった勝利するケースもあるけれど、そうしたたたかいが次々に出てくるという事態です。これに対してどうやってたたかっていったらいいのかは労働時間の大テーマですが、労働総研の労働時間問題研究部会として、そのための具体的な提案ができないのがもどかしさとしてしょうがありません。『経労委報告』は1ページまるごと使って表を出して、「アメリカ流のエグゼンプションをどうしてもここで入れるんだ」ということを強調しております。ただ働きについては法律を守れといっている政府に対して、ものすごい言葉で噛みついてる。そういう意味では労働時間というテーマに対して、もう少

しみなさま方の関心を寄せていただくことを訴えて、私の発言とします。

小越 労働時間の問題は、非常に重要なのですが、前面に掲げられない状況にあります。ただいまの発言は貴重だと思います。

武藤(栃木県労連) 今日は実践的問題というよりも、解明がせまられると思っている問題を、質問的な意味を込めて話をさせていただきます。日本の人口が減るという問題です。現在が日本の人口のピークで、「07年問題」といわれるように団塊の世代が現役を去っていくことと時を合わせて、日本の人口は減るといわれています。それも急激に減って年単位でいけば百万人を超えるといわれています。そういう形で人口が減っていくと、日本経済そのものの、国内市場が縮小していくという問題が1つある。それと労働力の問題が当然出てくるわけです。今経済のグローバル化の問題もあると思うけれども、具体的に人口が減るという中で、経済の構造が変わっていく時に、労働組合はこの問題をどう捉えアプローチしていかなければならないかという問題意識をもっていますのでヒントでもいただければと思います。

小越 ありがとうございます。

見崎(愛労連) 愛労連や全労連をつくる頃、1989年、80年代の終わり頃に流行った本に、暉峻さんの『豊かさとは何か』があったと思うんです。西村さんがおっしゃった労働時間、過労死の問題と僕も問題意識が共通するんです。最近『豊かさの条件』を書いておられますが、その当時に日本の労働者、人間の生き方の中で「三つの間抜け」という言葉が流行しました。ウサギ小屋みたいな狭い空間の住宅に住んでいて、プライバシーもないという空間の問題、時間の問題です。私の息子は30になります。30代40

代の働き方はすさまじい。人間としてだめになっていく働き方を強いられている。子どもたちがうまく育たない。時間と空間が全然ないなかから人間が育たないという「三つの間抜け」という言葉が流行ったんです。それで「もう少し違う社会をつくろう」というのが私たちの合言葉だったと思うんです。その頃、ソニーの盛田さんがヨーロッパを見て歩いたりして、「こんな日本ではだめだ」、「こんな日本のような働き方はひどすぎる」という意見が、経営者のなかにもだぶ出ていたと思うんです。私たちは暮らしや仕事をつくり変えてほんとに人間として豊かに生きていくということを、もう少し初心に戻って取り戻したいと思うんですが、最近は民間に限らず、公務職場も無茶苦茶になっていて、なかなかしっかり物を考えたり、話し合ったりすることがほんとになくなっていて、労働時間に「労使自治」ということで、サービス残業の規制に文句をいわせないという『経労委報告』を見るとぞつとします。「それはさすがにひどすぎる」という議論があったが、それをトヨタが押し込んだという話を聞いたことがありますが、「こんなことで日本はほんとにいいのか」という議論は財界の中に一切でないのでしょうか。ヨーロッパモデルとか、人間としてのあり方、次世代の育成という問題について、全労連が「もうひとつの日本は可能だ」という方針を出し、「21世紀初頭の目標や展望」を提起しているのは意味があると思うんですが、これらに関して財界の動きがどうなっているのか、ちょっと聞きたいと思って発言をいたしました。

小越 お2人からの質問は、後でお答えできるパネリストの人がいましたらご発言いただきたいと思います。

三木(JMIU) 非正規労働者の組織化の問題ですが、『月刊全労連』04年8月号に大木先生が論文を書かれ、今年の2月号で弁護士の芝山先生

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

が「青年労働者の要求に寄り添って組織化を」という論文を書かれています。非正規労働者の運動をつくっていく点で議論もしながら、本気で非正規労働者の中に飛び込んでいく運動をどうつくっていくのが求められていると思います。大木先生は先ほど、「ここがロドスだ、ここで跳べ!」というお話をされましたが、今、非正規労働者の中に飛び込んでいく人が必要で、今跳ばなきゃいけないけれども跳ぶ人がいないという悩みがあります。今この運動を発展させる上でも運動論的な議論が必要だと思って、先生のご意見を聞かせていただければなと思いました。

神尾 社会政策学会の神尾です。大変いい発言をなさったおつもりだと思いますけれど、全労連の方は具体的にアジア諸国のどういう労働者、どういう労働組合、どういう人とどういう接触を持っていくおつもりなのかを伺いたいと思います。アジアの労働組合といいますと、インドネシアやマレーシアには政府が肩入れしている組合があります。これ完全に御用組合です。フィリピンもそういうのが多いです。一番労働組合が強いとされているインドには教員組合と国鉄、国営航空と電電が入った3大労組があります。その労働組合の幹部の方と、二、三お目にかかったことがあります。みなさん英語の非常にお上手な大卒の方たちなんです。そういう方たちと交流していくのが、アジアの労働者、労働組合との連帯だということになったら、とんでもないとこばかり見ていることになります。ILOがよくいうことですけれど、1日1ドルの収入で働いている労働者がアジア、中南米、アフリカにはたくさんいる。彼らはそういう方とは全く接触がないような別人種なのです。私は実際にいったのはフィリピンとインドだけです。ILO総会などで、そういう国の女性たちと親しくなります。政府の役人もいますし、労働組合の幹部もいます。そういう方たちとロビーで雑談してて何が一番話が合わないかとい

えば、「あなたはお国で何人メイドさん使っているの?」です。「メイドさんなんか来たって、お部屋がありません」と答えています。「お部屋数いくつあるの?」「1LDKです」といっても意味が分からない。それで「だってあなたお食事をこしらえるのもお掃除もお洗濯も全部なさるの?」いわれ、「もちろんそうだ」っていいますと、大抵攻撃されます。「あなたたち日本の大卒女性が、自分の国のメイドさん使わないから、日本で女性の失業問題が起きるんだ」「なんで自分の国のかわいそうな娘さんたちを雇ってあげないのか。それが不必要としたらアジアにいくだけでも働く娘さんたちいるのにね、冷たい」と攻撃されるんです。そのくらい違うわけです。ここにいらっしゃるみなさんは、よくILOがいう「ディセントワーク」といわれますが、インドとフィリピンでディセントワークに従事できている人たちはエリートなんです。ですから下手をすれば、結局エリート労働者、メイドさんが何人もいる人としか交流していないことになってしまう。そういう状況のなかで構想は結構ですけど、実際具体的にどうやってなさるのか。気になりましたので質問します。

小越 フロアから質問的な発言がいくつかありました。武藤さんや見崎さんの質問に対してこの分野に通じている鹿田さんからご発言いただきたいのですが。

鹿田 結論からいえば、わかりません。記者会見などで「人口の減少についてどう思うか」とか、女性のパート問題で質問がありますが、それに応えるのは個人の見解です。次世代支援法とか仕事と家事の両立支援という形で、少子高齢化社会に対してどう対処するかということは、財界の方も、厚労省の方も悩みをかかえていると思います。電機連合なども賃金は取らないが、出産の場合は男子が5日間の休暇とかそれに対して補助を出すという政策を出しているのが現

状です。

日本の経済社会をどうするのかという問題では、86年に五島昇さんが、財界のあり方に反論された。これは製造業対非製造業というのがあったと思います。92年に、ソニーの盛田さんがヨーロッパに行かれて5点にわたって日本の資本主義の問題をついた。それから97年に、はじめてトヨタが日本経団連の会長になった時に、今のトヨタの会長の奥田さんが日経連に対して「儲かっている会社に賃金を上げるなどということは、いかがなものか」と嘯みついたのです。今は全く逆のことをいっています。それ以降、日経連の会員の中から経営が厳しくなって会費が払えないとか、財界団体を整理統合する必要があるという意見も出て次期の経団連役員をどうするかについても、かつては新日鉄とか三菱がいましたが、今のグローバル産業をみると結局トヨタになるという形で、ソニーの盛田さんのような形で日本資本主義はこれでいいのかという声は聞こえてない、という感じです。これはあくまで僕の感じです。

小越 これも重要なテーマですので、情報がありましたら、是非さまざまな形でお伝えいただきたいと思います。神尾さんの方からアジアの労働者どう連帯するのかという問題でかなり手厳しいご批判がありました。全労連の国際局長の岩田さんがいらっしゃいますので、その点についてご発言いただきたいと思います。

岩田(全労連国際局長) アジアの話がありましたが、昨日から「世界社会フォーラム2005年」が始まっています。全労連から8名の代表を送っています。それから全労連は今日、インドネシアのアチェに国際的な呼びかけにも応えて被災地の現地視察へ派遣していることを先に申しあげます。

アジアとの友好関係についていえば、昨年の夏の全労連大会にも9カ国10組織のアジアの代

表が参加いたしました。インドネシアの場合にはインドネシアの官製労働組合ではなくて、スハルト独裁体制が倒れた後のBSIという労働組合の議長が来まして、それから中国、韓国の2つのナショナルセンターも両方来しました。インドも2つのCITUとAITUCという労働組合が参加をしております。

全労連がアジアで交流している重点は2つあります。1つは平和の問題で、憲法改悪の問題もそうですが、東アジアにおける非核地域をつくっていかうという点で、中華全国総工会などとも韓国の2つのナショナルセンター、日本の連合、朝鮮職業総同盟など含めて共同の会議ができないかという提案もやっております。もう1つは働くルールの問題です。日本は批准しているILO条約も少ないんですが、「日本の歴史的社会的風土に鑑みてやるんだ」といって批准してても完全に履行しない。そのことがアジアに非常に大きな否定的影響を与えています。そういう点でグローバルスタンダードをアジアでつくっていく。各国の賃金や労働条件に格差はありますがILOの批准や国際条約を守っていくということを重視していま取り組んでいるということです。時間の関係で簡単になりました。

小越 大きな論点でしょうが、十分討論する時間がありません。まとめに入っていきたいと思います。それでは、パネリストの方から補足発言を5分くらいでお願いしたいと思います。大木先生から、お願いします。

まとめ

大木 三木さんの質問については、前提となっている問題の論文をまだ読んでいませんので、後ほどしかるべき返答をしたいと思います。

今のアジアとの交流の問題について、少し補足させていただきます。私は、愛知のレベルでも労働組合の方たちと一緒にアジアの労働組合との交流をすすめていますし、全労連レベルで

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

も何回かアジアの労働者代表を招いた国際シンポに参加してきましたが、交流しているのは、ご発言のような官製組合やメイドを使っているような方ではなく、ほんとに草の根からの運動をなさっている、あるいは政府から睨まれながらいろんな困難なたたかいをやっておられる方たちで、少なくとも全労連・春闘共闘関係の交流では、ご心配のような状況はあまりないのではないかと思います。

少子化の問題については、安心して子どもを生み育てることのできる社会環境づくりが基本のはずですが、今度の『経労委報告』では対策として、「外国人労働者を大胆に導入しろ」と声高に要求しています。愛知でみますと、自動車の特に 3 次、4 次という、下請けにすでにたくさん入っています。外国人労働者を研修生として日本に導入する専門の会社がいくつもできていて、どんどん連れてくる。最近私が相談をうけている件でも、中国から「研修生」を連れてきて、朝 5 時半から夜中まで現場の仕事にぶっ通しで働かしています。外国人「研修生」を休みもほとんど与えないような労働に就かせて働かせているという問題が今ものすごい勢いで広がっています。財界が少子化対策の一環として外国人労働者を本格的に導入しようとしていることは、少子化問題をさらに深刻化させる重大問題だと思います。

それから、今日の憲法論議の中で欠けていると思いますのは、2003 年の正月に日本経団連が出した「新しいビジョン」との関連です。その「新ビジョン」では、「民間主導の社会建設」というのがその中心的なテーマなのですが、この「民間主導」つまり多国籍企業主導の社会建設という問題と今の憲法改悪問題とが連動しているということをもっと明らかにしていかなければならないと思います。憲法改悪は、アメリカに屈従した戦争のできる国への転換というだけでなく、財界主導の社会構造改革との関連も見えておく必要があると思います。

金田さんがさっきおっしゃった日本の労働法制の体系全体を抜本的に変えてきているという話は全くその通りで、すでに素案が準備されていますが、これも憲法改正問題と連動した政策だと言わねばなりません。

小越 それでは牧野先生お願いします。

牧野 少子化について簡単にまず触れます。さまざまな理由があると思いますが、その根底に経済問題があることは 1 つははっきりしていると思います。戦後まもなくのベビーブームの時、合計出生率は 3.5 人です。その後ずっと下がり続けたのですが、高度成長期の 60 年代だけはもり返したんです。これをみてもわかるように、経済問題が大きく影響しているということです。いま 1 つは雇用問題です。国立社会保障人口研究所の高橋さんのような立場の人が、『保育所つくれ』などといっている場合じゃない。雇用問題が一番だ」といっています。私は『経済』の 2 月号の論文にこれを引用してます。少子化の大きな背景理由はいろいろあるでしょうが経済問題、雇用問題があるということだけは疑いないんじゃないかということです。

それから財界人が日本の経済を中長期的にどう考えているかはいくつかあると思うんです。92 年の盛田論文は「日本経済はこのままではいかん」ということいつてんです。しかし、競争がありますからこういうことはいえなくなっていく。一応は中長期的には心配するけれども、当面の競争に巻き込まれていく。「わかつちやるけどやめられない」ということだと思います。だから私は財界の自律的な規制に頼るんじゃなくて、労働組合が規制するほかないと思うんです。労働組合の出番である私は思います。

その上で、私の報告に若干付け加えます。支配層が終身雇用・年功賃金制を解体しているもとで、「パイの理論」が破綻してきていることは間違いないと思います。支配層は今それを補う

統合の理屈、イデオロギーを探し出すのに躍起になっていると思います。今度の「報告」も、社会の安定帯をつくるのにまず労使の安定帯からということ強調していますが、「バラバラ春闘」のところでちょっと触れたように、成果をあげれば賃上げをするという「新パイの理論」を彼らが持ち出している疑いが強いと思います。利潤が上がるのだから企業も成果を出せ、個人もがんばれば賃上げをするということです。ここで破綻した「パイの理論」の再構築が成功すると思いませんが、それにとって変わる理屈を模索しているということを1つ申しあげます。

それから憲法問題です。改憲、護憲が、こう焦点になってきますと、なにか憲法を守ることが目的とか、破壊することが目的とかに流れがちですが、憲法はあくまでも手段だということをはっきりさせておく必要があります。生活とか生存とか平和とかの基本にあるものが憲法だと思うんです。憲法が目的みたいなことで運動をすると、普通の人は「こんなの関心ないよ」ということになると思うんです。われわれの生活や平和をほんとに守っていくための手段として、根拠として憲法改悪を許さないことが重大だというようなアピールの仕方を、運動的にも強めていく必要があるのではないかと思います。

小越 では、生熊さん。

生熊 3つのことを言いたいと思います。1つは、憲法問題で職場の労働者がどんな状態にあるかということ話をします。JMIUのことしの春闘アンケートでは、母数が5,511人ですが、憲法を変えることに反対が48.1%でした。賛成は17.3%、わからないが30.1%です。憲法9条では変えることに反対60.8%、賛成が10.8%、わからない23.4%です。IBMのアンケートは771人ですが、そのうち組合員が30何人しかはいっていませんからほとんどが非組合員です。そこでは、憲法を変えることに反対は28%、変えた

方がいい33%で、逆転しています。さすがに憲法9条になると、IBMの場合でも51%が変えない方がいいと回答しています。私は去年も言ったのですが、われわれが憲法改悪反対と叫んでみても足元にはお寒い状況があります。ではどうしたらいいかといえば、自分の暮らしの問題、自分の雇用の問題、自分の権利の問題と結びつけて憲法改悪反対の問題を考えるように訴えていくことだと思います。「憲法改悪反対」とお題目だけとなえていたのでは、頭の上を通り過ぎてしまい、あまり通じないのではないかと思います。憲法問題をほんとうに職場の草の根からたたかうには、自分たちの暮らしや雇用や権利の問題と結びつけて、職場のなかできちっと話をしていかないとダメだと思います。地域でもそうだろうと思います。

もう1つ、要求の問題でいいますと、職場では要求に対するあきらめが実際にははびこっています。春闘アンケートも、集まりが悪くなっている。要求に対して執着することがものすごく弱まっている。そういう面でいうと、要求を出すこと自体がたたかいになるわけです。私は要求を出すということは、人間らしく働き生きる「人間宣言」だし、人間としての向上心の表れだと思うんです。向上心がなければ人間はおしまいだと思うんです。向上心があるから要求が出ると思う。生活の問題であると同時に、労働者の生き方の問題として、要求を考えていく必要があると思っています。積極的な要求でもなければ、企業にも活力がなくなるのです。

3つめはどんな要求を掲げるかです。労働組合としての要求には2つの性格があると思います。社会的にアピールし、たたかいを広げ呼びかけていくという性格の要求がある。もう1つは、どうしても実現しなければならない性格の要求がある。どんな小さな要求でも要求は実現しなければならない。労働組合は要求を実現しなかったら、ある面では意味がないのです。いくらいことをいっても、何にも実現しなかつ

特集・春闘 50 年と 2005 年国民春闘の課題を考える

たら労働組合はいらないことになる。どうやって要求に執着してとるかという問題があります。

最後に私、きょう非正規労働者の問題をずいぶん強調したんですが、やっぱり正規労働者ががんばらなきゃダメだと思うんです。ある労働相談の状況を聞きましたが、労働相談が2,000件あり、そのうち80%は正規労働者からの相談だそうです。非正規労働者の場合は、まだ権利の自覚がされていないということかもしれませんが、正規労働者もひどい状況にあるのです。そこでやらなければならないことはたくさんあるんです。非正規労働者のことをやることは当たり前ですが、非正規労働者の問題だけをさがしまわって問題にするというやり方は間違いだと思います。非正規の仲間も一緒にたたかうということにならない限りダメです。非正規が中心だと思ったら、それは逆に間違えんじゃないかと思っています。そういう面で、どんな要求をかがけ、どんな組織化をしていくかということについて、多くのことを考えなければならないところにきていると思っています。

小越 パネリストの方から一通り発言が終わりました。終了の時間が近づいてきました。私は皆さん方のこれだけの多くの重要な内容のある発言を短時間に整理することはできません。本日は「春闘50年と05国民春闘の課題を考える」というテーマをめぐっての重要なご発言、あるいは現段階の情勢に照らして困難を打開するいくつかのヒントが出たという印象を抱きました。共通している主張の一部をあえて整理すれば、相手側が雇用の多様化とか流動化という形で、同時に賃金引下げ攻撃をかけてきている。しかも賃下げは民間をはじめとして公務にも及んできている。成果主義賃金導入による査定強化の動きも広がっている。労働時間の面でも、労働時間の概念そのものをなくすという攻撃もある。働く労働者に対する攻撃は非常にさまざまな形

でかかってきている。最後の生熊さんの発言をお借りすれば、青年の運動、要求、それから非正規労働者の問題が特殊に重要である。同時に、正社員自体にも厳しい攻撃にかかっている。そういう情勢の中で、正社員と非正社員を連携して運動を発展させていくような時代になってきているのではないかと、ということです。

それに対応する運動課題は、大木さんが発言された全国一律最賃制の確立、八谷さんが発言された均等待遇、あるいは原富さんが発言された、地域の賃金相場の確立あるいは公契約条例制定の課題、あるいは西村さんが発言した裁量労働制、「ホワイトカラーイグゼンプション」という労働時間概念をなくす動きへの対応など新しい運動課題、政策課題がクローズアップしてきている時代になってきているのではなかろうかと思っています。こういう状況のなかでこれらの課題を労働運動が提起するかということは、客観的基盤が変化する中でその接近方法も新しい手法、新しいアプローチが開発されなければならない時代になってきている、ということが、今日のシンポジウムにおいて私が独断的ですが、整理した最大公約数ではなかろうかと思っています。

今日のシンポジウムは、問題解明の手始め、「とっかかり」です。労働総研は今後労働組合調査等々、さまざまな事業を実践する予定ですが、05国民春闘に事実上突入したという時期の中で、その事業の一端としてこのような形式でのシンポジウムを開かせていただきました。さまざまな意見が披瀝され、参加された方々の中にも触発された点多々あったのではないかと推測します。

本日のシンポジウムには多忙な中、50名以上の方が参加されました。ありがとうございました。これをもちまして閉会にさせていただきますと思います。

(見出しは編集部)

(大木一訓 報告資料)

座右の言葉から—春闘50年の視点に関連して

大木 一訓

イギリスの貴族の見栄を嘲るコミック・ソング

(行進と闘争の区別)

偉大で素敵なヨーク公爵

彼の部下は一万入

かれらを丘の上まで行進させて

また丘の下まで行進させる

CCGの方針より

「要求というものは、それが真の必要をあらわし、労働者が心底から感じているために動員力をもつ場合、労働者がそれをかちとる可能性を信じている場合、要求がたたかいに参加すべきすべての人の結集し統一し、かれらに必要とする支援を約束できる場合、要求が明確に詳細に作成されている場合にのみ存在する」

ルカーチ『歴史と階級意識』より

「組織とは運動の恒常的形態に他ならない」「組織の問題が大衆の頭のなかに入ってくるのは、改革の必要が現実差し迫った問題となってきたからである」「多くの客観的に対立する諸見解のすべてが考慮されるように、決議などの形式でまとめようとする試みは、具体的な行動に対しては何の指針も示さないし、問題の解決に導くものでもない」

荒堀 広『職場をたたかひの拠点に』から

「本工中心の企業別組合の限界を、組織論とし

ても、職場からそれを克服する努力と理論が、どうしても必要となっている」「労働者各層の《要求が反映する組合》というスローガンは、今日、初歩的で基本的な問題と言える」

マルクス『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』から

「労働者たちは絶えず自分たち自身を批判し、進みながらも絶えず立ち止まり、すでに成し遂げられたと思えたものに立ち戻ってはもう一度やり直し、自分がはじめにやった試みの中途半端な点、弱い点、けちくさい点を、情け容赦もなく徹底的に嘲笑する。かれらが自分たちの敵を打ち倒すのは、ただたんにその敵が、新たな力を得て大地からふたたび立ち上がり、いつそう巨大となつてかれらの前に立ち現れ、大きなかれら自身の目的から繰返し後退させるためであるかのように見える。労働者たちは、自分の立てた目的が茫漠として巨大なことに驚いて、絶えず繰返し尻込みするが、ついに、絶対に後戻りできない情勢がつくり出され、こう叫ぶようになる。ここがロドスだ、ここで跳べ！」

横山源之助『内地雑居後之日本』から

「勇み肌を養うべし。労働者が社会に貴ばるるは勇み肌にある。諸君が組合をつくり、団体を結ぶも、この精神を欠くべからず。諸君が資本家と対峙し社会一般に対していばることを得るは、他の社会の者ばらには見るあたわざるこの勇み肌あるによる。今より勇み肌を養なわば、後日諸君の天下となること必せり」



実態を無視、縮小する05年度雇用予算

大槻 操

＜国民負担増と給付減＞

2005年度予算案は、今年から実施される税制・制度改悪による負担増と給付減のうえに、さらに本格的な庶民増税という新たな負担増を強いることで、国民生活に大打撃を与える大変な予算案となっています。雇用・労働関係予算も、雇用保険料が今年4月から値上げされ労使で年間2900億円の負担増となります。失業給付は、国庫負担額が4900億円から4260億円へ640億円の減額となり、「負担は増え失業給付は下がる」構図が進みます。05年の雇用保険受給実人員数予測は月平均83.5万人、04年から見ると11.7万人の減で、セーフティネットとしての役割もいっそう弱まります。

＜雇用情勢は深刻なのに、予算は大幅減＞

04年の年間平均完全失業率は4.7%、完全失業者数は313万人、最悪時からみれば数字の上では若干持ち直しましたが、24歳までの若年者失業率は9.5%で、数字には反映されないフリーターやニートも増加しています。世帯主の失業者は80万人、1年以上仕事に就けない完全失業者も04年7～9月平均で100万人、しかも大企業は「攻めのリストラ」などと新たな人減らしを狙っており、雇用情勢はいまだに深刻です。しかし、今年度の厚生労働省一般予算の雇用対策費を見ると、昨年の5419億円から4780億円へと率で12%、639億円もの大幅な減額で、厚労省発足後最低の予算額となっており、全く労働者対策に冷たい自民・公明政権の姿勢が表れています。

＜雇用特別交付金を打ち切る＞

加えて、緊急地域雇用創出特別交付金が04年度で打ち切りとなります。同特別交付金事業は不良債権処理、構造改革などの政策による失業者急増を背景に99年に創設、失業者の「つなぎ就労」対策として全自治体規模に5年間で計6300億円が交付され、失業者83万人の臨時的雇用・就労を確保してきました。

失業の深刻さが変わらないもとの打ち切りは、中高年齢者をはじめ失業者を一層苦しめる事になります。

以上、小泉内閣の05年度の雇用対策予算は、その規模・内容と緊急地域雇用創出特別交付金の終了など、過去最悪のものとなっています。

＜分野別予算の特徴＞

05年の雇用・労働関係予算の中身は、大幅減額にとどまらず、様々な問題が見えてきます。その第1は、若年者雇用対策を重点としてはいるが、施策内容は「青年の意識改革」が中心になっていることです。第2は、本来国が負うべき雇用政策の実施を次々に地方自治体や民間委託に移していることです。第3には、労働者の運動や要求が反映した施策とともに、「働くルール確立」に逆行した緩和策も盛り込まれていることです。

すべて触れる事は出来ませんが、以下、分野別に特徴的な施策を見ていきます。

1、若年者対策は「意識改革」中心

「若年者を中心とした『人間力』強化の推進」の項目では、予算額も前年比51億円増の177億円を計上。政府は昨年から「若者自立挑戦プラン」を実施し、06年度までの3カ年計画で「若年失業者の増加傾向の転換」を目標としています。

政府は若者の就職難について、新規卒卒者の採用減を要因としつつも、若年者の雇用創出という根本問題には触れずに、若者の側の就業意識だけを問題視した施策を打ち出しています。そのメニューは「離職しないように意識形成をはかる」講座など、若者に意識改革を迫るような小手先の対応策が特徴です。主な施策内容を見るとー

○若者自立塾の創設（新規、9.8億円、対象人数1200人）

ニート対策の目玉と位置づけられ、3ヵ月間、20人の合宿形式で、生活訓練・労働体験を行う。民間業者から企画を募り委託し、20ヵ所で実施の予定。宿泊費は参加者負担、一定収入がある場合訓練費も徴収するもので、限定的で一定の余裕がないと参加できない内容です。

○若年者トライアル雇用の拡充(96億円、10億円増)

トライアル雇用(若年者試行雇用事業)は、3ヵ月間の試行雇用に月5万円の賃金助成をする事業で、若年者については対象の8割が常用雇用に移行し効果が高いとして増額されます。対象者数を1万5000人増の6万6000人とし、ハローワークに専門相談員を配置します。実績は2年で6万1000人程度。

○日本版デュアルシステムの拡充 102億円(27億円増)

04年度に開始した日本版デュアルシステム(実務・教育連結型人材育成システム)を6万人(04年度は4万人)に拡充する。内訳は、公共職業訓練活用分で2万9900人、専門学校等民間教育訓練期間活用分で3万人。受付窓口をジョブ・カフェ(若者就職支援センター)にも広げるとしています。

以上、項目は13に及びます。しかし公共職業訓練などは民間委託分は増額しつつも全体では18億円減の221億円としており、正規雇用を望む青年の願いには程遠い規模と内容だと言わざるを得ません。

2、雇用のミスマッチの縮小対策

職業安定局、職業能力開発局の予算では、「雇用のミスマッチの縮小のための雇用対策の推進」は569億円で29億円増です。今回、雇用対策費を、99年以來の各補正予算で計上されてきた緊急雇用創出特別基金(4事業で計3461億円)の使い残し分2390億円(04年3月末時)から回しているのが特徴です。

<雇用対策の主な施策>

○コンテスト方式による雇用創造効果の高い事業に取り組む市町村等への支援(新規)

雇用機会が少ない自治体、地域の企画案を募集・選抜し支援する。対象は65地域を予定し、雇用機会創出、能力開発、情報提供、相談等の事業で、1地域1年1億円を限度とし、2回まで更新可能とする。05年度分費用の65億円は前述の「基金」から支出さ

れる。

○地域が選択した重点産業への雇用創出支援策(新規)

「自治体・地域が選択した重点産業の創業及び雇い入れ」に助成できる「地域重点産業創業助成金」を創設。(創業費用の1/3を助成し、上限は500万。非自発離職者雇入れ助成は1人30万円で上限100名など)予算は「基金」から支出し、10億円を見込む。

○民間委託型の長期失業者の就職支援策 75億円

対象を5000人から8000人に増やし、地域も5県から11県に拡充。民間事業者が就職成功率に応じて報酬を受取る成功報酬型助成金。実績は9ヵ月間で、委託対象者4908人中、セミナー等の支援1853人、実際の紹介就職は53人、定着はゼロだが、事業者には3億9470万円が支払われた。就職者数に比べコストが高いのが実態。

○市町村と共同運営の「地域職業相談室」を各庁舎内等50カ所に設置 7.3億円

○林業就業支援事業、5.2億円(新規)は「緑の雇用事業」(交付金事業)で就労した林業参加者の定着をめざし研修等を行う。対象は2000人で森林組合に委託する。

○生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援 20億円

福祉と職業紹介の両面に詳しい専門支援員を100人配置。就業未経験者等を対象に2～3日のプレ訓練と職業訓練3ヵ月程度を無料(民間委託)で実施。

○未充足求人のフォローアップ、求人サービス充実による就職促進 95億円

未充足求人の3割～5割は請負や派遣だが、今回労働条件明示等の改善を進め、就職を促進する。法違反が多発する請負・派遣業界への抜本的対策は全く見られない。

○市場化テストのモデル事業の実施 5.6億円

キャリア交流プラザ事業、若年者向け就職支援など、5つの事業を公設民営等で行う

「市場化テスト」(官民競争入札制度)を実施。「本格的導入に向けた検討を進め」(小泉総理の所信表明演説)ようとしています。

3、労働基準行政

「安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方

国際・国内動向

の実現を」掲げ、「重大災害を防止し、過重な労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策を行う」としていますが、全体は26億円減額の347億円となっています。交通労働災害防止対策では、過労運転や深夜運転及び睡眠の状況等と安全な運転との関係についての2つの調査（新規、1100万円）を盛込むなど、過重労働防止、メンタルヘルス、石綿対策等の予算は僅かだが増額しました。

○過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進 30億円

メンタルヘルス対策支援事業や産業医への研修（いずれも新規）で事業場・事業場外での相談体制強化を図るとしており、12億円増。

○サービス残業の解消対策1.4億円は、昨年に続き解消月間（11月）のフリーダイヤルの実施等

○労働分野のCSR（企業の社会的責任）支援策の

検討を開始。1000万円

4、その他の施策

① 障害者雇用は障害者トライアル雇用を6000人（1800人増）とし、福祉施設の就労から一般就労への移行支援は6600万円を新規に計上する。

② ホームレス対策は、2億円増の32億円で、新たに「ホームレス就業支援事業」を12億円で実施します。

最後になりますが、今国会提出予定の法案は、労働災害保険法や障害者雇用促進法など、要求・運動に押された改善部分もありますが、年間総労働1800時間への短縮計画を削除する労働時間短縮推進法の改悪や過労死防止策を後退させ労働安全衛生法、労働者派遣を建設分野に解禁する建設労働者雇用改善法改悪を提出する予定です。

（おおつき みさお・日本共産党国会議員団事務局）

公害問題の過去・現在と将来

儀我壮一郎

1. 「公害」とは何か

加藤邦興氏の鋭い指摘にまず注目しよう。

「公害問題についての視点の第一は、加害者と被害者の区別がある。……これにたいして、環境問題とは、人間の社会と自然との関係における問題といえる。……／戦前の足尾鉾毒事件と戦後の水俣病問題は、日本の公害問題における二大典型である。これらの典型を分析することによって得られる公害問題の規定は、『公害は地域ぐるみの人間と環境の収奪であり、人体被害はその結果としての地域社会の破壊の頂点』としてよい」（加藤邦興『日本公害論』青木書店、1977年、25～26ページ）。例えば「薬害」との異同を検討すれば、問題点は明らかとなる。が、ここでは省略する。

公害対策基本法（1967年8月施行、1993年11月廃止）では、事業活動やその他の人の活動にともなう生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭により、人の健康または生活環境に被害が生ずることを「公害」と

と定めていた。この公害対策基本法と自然環境保全法を統合して、1993年に環境基本法が制定された。

「公害」（public nuisance pollution）とは何か。加藤邦興氏はいう。「……公害という表現をやめて、私害という表現を使うべきであるという主張もしばしばなされている。……しかし、公害が『公』の害であるということは、公的な存在である行政が、加害者に奉仕する機能を果たし、ときには被害の拡大を助長することによって加害者の役割を担っているという現実の表現として、一定の根拠と有効性をもつといえる」（『日本公害論』34ページ）。

次の水俣病の実例が示すように、略称の「公害」の主要な加害者は、大企業・政・官・学であり、単純な定義では、不十分とならざるをえない。

2. 水俣病の悲劇からの教訓

食べ物に毒が混入した食中毒の場合の対策は単純である。その食べ物を食べない対策をとればよい。敗戦直後に、静岡県浜名湖のアサリ貝がなぜか有毒化し（病因物質不明）、それを採取して食べた周辺住

民から多数の死者が出た。1949(昭和24)年、静岡県は「食品衛生法」を適用し、住民がアサリを食べないようにした。これで、新規の患者は発生しなくなった。

対策を念頭におけば、水俣病の「原因」はメチル水銀と考えるべきではなく、「水俣湾産の魚介類の摂食」と考えなければならない。対策が早ければ、被害を最小限にとどめることができたのである。

食中毒の統計の場合、①原因食品、②病因物質、③原因施設の3つに分類される。①の原因食品が水俣湾産の魚介類であることは、1956年11月にすでに判明しているので、この時に、「食品衛生法」にもとづく被害調査と対策が行われるべきであった。それを阻止したのが、熊本県の副知事に対する厚生省公衆衛生局長の回答(1957年9月11日)であった。多くの人が、対策をとるべき時期を、「原因物質」(正確には「病因物質」)が有機水銀であると確認された1959年7月であると信じているが、それは誤りである。病因物質の判明は、対策をとる上の必要条件ではない。

ジョン・スノーの疫学研究は、ロンドンのコレラの原因が、ある会社から供給される水道水(テムズ河に放出される下水がたっぷり混入した水道水)であると、19世紀半ばに証明した。コッホがコレラ菌を発見する30年も前のことである。

水俣病の場合は、病因物質が判明してからさえも、被害調査も対策も行われなかった。「食品衛生法」にもとづく届出と処理を怠った学者と行政の責任は重大である。(津田敏秀『医学者は公害事件で何をしてきたのか』岩波書店、2004年6月、参照)。足尾鉾毒事件、イタイイタイ病事件から薬害エイズ事件などにいたる「繰り返される悲劇」について、津田氏の指摘は、痛切な教訓を示している。

3. 「水俣病関西訴訟」最終判決

2004年10月15日の「水俣病関西訴訟」最高裁判決は、国と熊本県の法的責任を確定した画期的な内容で、要点は次のとおりであった。

- ① 国が1960年以降に水質2法(水質保全法、工場排水規制法)による規制をしなかったことは違法である。
- ② 熊本県が漁業調整規則による規制をしなかった

ことも違法である。

- ③ 国の水俣病の診断基準をゆるめた二審の判断を支持する。
- ④ 国と熊本県には、患者37人分の約7150万円の賠償責任がある(ただし1959年12月末以前に水俣から転居した8人は別)。
順序大小不同で、問題点を列挙し、今後の展望の手がかりとしたい。
- ① 患者側は、「1958年8月時点で食品衛生法に基づき出漁を禁止すべきだった」と、二審・大阪高裁の判断よりも早い時期から規制の義務があったとしている。
- ② 昭和32(1957)年7月、第2回熊本県水俣病連絡会は、市・漁協・厚生省と打ち合わせの上、食品衛生法による魚介類販売禁止との方針を決定した。しかし、水俣市の橋本市長(戦時中のチッソ水俣工場長)は、補償問題を懸念して厚生省に働きかけ、1957年9月11日の厚生省山口公衆衛生局長の熊本県への回答(食品衛生法は適用できない)となった。
- ③ 水俣病の認定基準について、当時の大石武一環境庁長官は、患者を「1人でも見落とすことのないようにする」ため昭和46(1971)年「事務次官通知」を発した。この趣旨で国と県が動いていたら、問題は早く解決したはずである。しかし、一部の医学者と結びつきながら行政は逆方向に歩み続けた。
- ④ 今回の判決の後、鹿児島県の「水俣病出水の会」の損害賠償の提訴の動きなど、新局面が生まれている。最高裁が、対策の遅れを認めたのであるから、国も県も、患者の認定基準を改めて、医療・生活などについて全面的に補償する必要がある。今回の「最終判決」は、新しい出発点である。
- ⑤ チッソの前身である日本窒素が、戦時中、朝鮮で生み出した大規模な公害について再検討するなど、歴史的な位置づけと歴史的な解決が、あらためて必要とされる。

(ぎが そういちろう・理事)

(参考文献) ①加藤邦興『日本公害論』青木書店、1977年、②深井純一『水俣病の政治経済学』勁草書房、1999年、③白木博次『冒される日本人の脳』藤原書店、1998年、④斉藤巨『新潟水俣病』毎日新聞社、1999年、⑤板東克彦『新潟水俣病の30年』NHK出版、2000年。

第5回世界社会フォーラム

布施 恵輔

1月26日から31日までブラジルのポルトアレグレで行われた第5回世界社会フォーラムに、筆者は全労連の代表団の一員として参加をする機会を得ました。2004年のムンバイ（インド）から、再び世界社会フォーラム発祥の地であるポルトアレグレ（ブラジル）に場所を移して行った今回のフォーラムには世界135カ国から15万5000人が参加し、2500の分科会（ワークショップ）などの活動に参加しています。

今回のフォーラムでは、11のテーマと3つの横断軸に基づいて各企画が開催されました。「労働」という分野での指定がなかったために、各国の労働組合の企画は経済民主主義や国際機関規制、平和の問題などのそれぞれのテーマ別カテゴリーに入ることとなりました。テーマ別に市内11カ所に設けられた会場で多くの人々が討論を繰り広げましたが、今年のフォーラムは「参加者中心」の脱中央化が徹底され、あらゆる場面でその哲学が貫かれていたと思います。そのため、昨年同様、または昨年以上に全体像を把握することは難しくなったというのが実感です。したがってこの稿も、それぞれの参加者個人が発信している情報のひとつとご理解ください。

労働関係のセミナーに参加

世界労連が行ったセミナーには、南米を中心に約100人が参加。パチョ書記次長によって、世界労連本部からの世界社会フォーラムに対するメッセージが読み上げられ、ブラジル、アルゼンチン、キューバ、イラン、ベトナムなどの代表が冒頭に発言しました。続けて参加者から新自由主義的グローバル化のもとで、世界各国で労働者・労働組合に対する権利侵害が公然と行われている実態が報告されました。11月にキューバで行われる予定の世界労組大会、また国際労働組合運動の再編（国際自由労連と国際労連の統合）を意識した、世界労連の刷新や新しい国際連帯の重要性について多くの労働組合が発言しました。

インド（NTUI）、ブラジル（CUT）、アメリカ

（UE、雇用に正義を運動）、メキシコ（FAT）、韓国（民主労総）などの労働組合がつくるネットワーク組織NTUIが主催するワークショップでは、9カ国から各国の現状と労働組合の取り組みについて報告があり、討論をおこないました。アメリカのジョブズ・ウィズ・ジャスティス（雇用に正義を運動）の代表は、生産拠点の海外移転、レイオフが進行するアメリカの雇用実態を告発。地域のコミュニティー組織や、宗教団体とも連携しながら移民労働者やワーキングプアの権利と条件向上に向けてたたかっていることが報告されました。米電気労組（UE）の代表は、ノースカロライナ州での公務労働者の権利侵害と、労働基本権の獲得にむけたたたかいについて報告しました。各国の労働組合や草の根で運動を進めているNGOが発言し、労働組合が社会的課題に取り組むことの重要性や、その経験がさまざまな国の立場から語られたことが特徴的でした。

ブラジルなど南米での新たな胎動を垣間見る

現地のブラジル労働総同盟（CGTB＝世界労連加盟）のマリア・ピメンテル国際担当書記との話の中で、ブラジル、ベネズエラと近年続いてきた南米の新たな胎動を実感することができました。

ブラジルのルラ政権の誕生は大きな前進であり、特に外交問題では中国やインドなどとの連携強化をはじめ、アフリカ諸国など「南」の諸国との連携へ積極的なイニシアチブを発揮しています。しかし、前カルドゾ政権が結んだ金融協定によって、金融政策を縛られているために、構造調整策や国内経済への対応におくれや批判が見られるのも事実です。インフレを抑え、経済を安定化させることには成功しつつあるが、労働者階級に利益をもたらすような政策にいたっていないとCGTBは分析していました。ルラ政権を支える労働党などの連立政権は非常に多様な意見を持つ人々が集まっていることには注意しなければなりません。

またブラジルでの労働者・労働組合攻撃のひとつとして、職場単位での労働組合の単一代表性を規定している憲法の条文を修正し、分裂組合を許すような攻撃があること。現在も財界から強い要望がある。このような動きにはナショナルセンターの違いを超えて反対していることは日本ではなかなか知りえないことでした。CGTBはルラ大統領を支え、政策を反映させるために、特に税制問題などでの中小業者、農民との共同を強め、運動を進めているということでした。

特に、南米はチャベス政権の誕生によって、キューバはもはや孤立しておらず、南米諸国の「アメリカ離れ」ともいえる動きは加速しているようです。アルゼンチンのキシュナー政権やウルグアイのバスケシュ政権（3月1日発足）、パラグアイなどでこの流れに続く動きが見られ、ルラ大統領の南米共同体構想とあいまって前進的な動きが広がっていることが特徴となっているそうです。

来年06年の世界社会フォーラムは地域開催、07年はアフリカでの開催が検討されています。ダボスでの世界経済フォーラムに対抗する形で開催された世

界社会フォーラムは着実に進歩を遂げてきたと思います。しかしいくつかの課題もあります。今回のフォーラムではブラジル銀行（Banco do Brasil）などのスポンサー企業の支援が大きな比重を占めており、それに対する批判もあります。

148の加盟国で構成されるWTOでの貿易交渉（ドーハ開発アジェンダ）が反対運動によって行き詰まりを見せる中、東アジアでも自由貿易協定（FTA）戦略が強まっています。WTO協定と異なり、貿易以外に経済協力にかかわる内容を盛り込むことができるため、労働力や生産拠点の移動などが容易になります。日本はすでにシンガポール、メキシコとのFTAを発行させ、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアと交渉を行っています。すでに周辺国との競争を理由に規制緩和と低賃金構造が押し付けられている日本の労働者に、更なる攻撃が襲い掛かることは必至です。もうひとつの世界、もうひとつの日本に向けた対抗策とオルタナティブの確立が急務であると感じました。

（ふせ けいすけ・会員）

1 <11のテーマ領域>

①地球および人々の共有財産の確保と保護—商品化と多国籍企業の支配に対する対案として、②人々の主権経済—新自由主義的資本主義に抗して、③平和、脱軍事化および、戦争・自由貿易・債務に反対する闘争、④自律的な思考、奪われたものの還元、知識と技術の社会的共有、⑤多様性、多元性とアイデンティティの擁護、⑥社会的闘争と民主的対案—新自由主義支配に抗して、⑦倫理、世界観と精神性：新しい世界をめざす抵抗と挑戦、⑧コミュニケーション：反覇権の実践・権利・対案、⑨人文科学と創造：人々の抵抗文化を構築し織り上げること、⑩公正で平等主義的な世界のための人権と尊厳、⑪民主的国際秩序と人々の統合の構築に向けて

<3つの横断軸>

①社会解放と政治的次元の闘争、②家長支配的な資本主義に対する闘争、③人種主義への闘争

第2期ブッシュ政権と世界、米国民との矛盾

岡田 則男

米国のブッシュ政権が2期目にはいった。就任演説いらいみずからを自由と民主主義の盟主であるかのように米国内外に繰り返すジョージ・W・ブッシュ大統領だが、イラクでの戦闘はやまずイラク国民はいうまでもなく、米兵の犠牲も増え続けている。国内では、イラク戦費が大きな要因となり財政赤字が史上最高に。そのつけを、国の年金制度である「社

会保障制度」の民営化への方向を打ち出し、来年度（2005年10月から翌年9月）予算では、社会福祉プログラムの廃止や予算削減をうちだし、米国民との矛盾をいっそう深めようとしている。

ブッシュ政権与党の共和党は昨年11月に大統領選挙と同時に行われた連邦議会（国会）選挙で、民主党にたいしては上院で55対44、下院で232対202と

国際・国内動向

安定多数を確保した（上、下院にそれぞれ無所属が1人いる）。このことは一言でいえば、ブッシュ再選を後押しした大企業の利益擁護勢力の利益を代表したブッシュ政権の、労働者にたいする攻撃がますます露骨になるということを意味する。

2月3日、ブッシュ大統領は2期目最初の年頭一般教書演説を議会にたいして行い、米国の現状と次の4年の施政方針をのべた。そこに示された二つの点、一つは外交政策上の問題、もう一つは内政の問題をみておく。

①外交政策上の問題

ブッシュ政権は、イラクに侵略しサダム・フセイン政権を武力で倒し、軍事占領をつづけ、暫定国民議会の選挙（1月30日）の実施にいたった。これまでに犠牲になったイラク国民は数知れず、死亡した米兵の数も1,300人を超えている。その一方で、これまでイラク戦争の大義として説明してきた「フセイン政権と（9・11同時多発テロの）アルカイダとの関係」「フセイン政権の大量破壊兵器開発製造」という、イラク攻撃の理由はいずれも証明されないまま今日にいたっている。ブッシュはそれでも、「われわれの世代の自由の、とりわけ中東における前進への責務は、いまイラクにおいて試され、尊敬を集めている」と、フセイン独裁政権を打倒したのだとその「成果」を誇る。

1月半ばにAP通信が行ったブッシュ政権2期目についての世論調査では、60%が「期待」を表明し、39%が「期待していない」と答えたという。一見支持が大きいように見えるが、最大の関心はと聞かれると「イラク」がトップで、その多くが不安に感じているということだった。これまでイラクに軍隊を派兵してきた国々が相次いで撤退し、米国内でもこのように、否定的な声が表面にでてきているなか、ブッシュ政権は、どこで撤退するのか、方針をのべることもできていない。

さらにブッシュは、「米国はその政治形態をよその国に押しつける権利も、欲望も、意図ももっていない」といいながら「自由で独立した国々のコミュニティ」「自国民に責任を負う政府」を求めるといいう方で、世界の国々に価値観を押しつけようという

基本的な方向を変えていない。とくにイランにたいしては露骨で、「今日、イランは世界でもっとも重要なテロ支援国家であり、自国民の自由を奪いつつ核兵器を追求している」として「みなさんがみずからの自由をかけたときに、アメリカはみなさんを支持する」とイラン国民にたいしてよびかけ、干渉と侵略の可能性を強く示唆した。

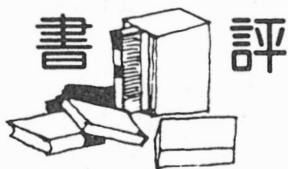
②内政の問題

内政面で米国内に大きな問題を投げかけているのは、日本の国民年金にあたる「社会保障制度」の「改革」。日本の自民党政権が国民への負担増と給付削減を押しつけたのとおなじ手口で、ブッシュは一般教書で、高齢化社会にむけて、このままでは年金財政が破綻し、約束した年金が支給できなくなると、「改革」の緊急性を訴えた。「給付の大幅削減」か「大増税」の2つしかないとして、労働者が払う社会保障税の一部を民間への投資にまわすことができるようにするというもので、言い換えれば、税金でまかなう給付を減らすために、個人の投資で補填するというものだが、投資には損失もあるわけで、今後4年の大きな争点になることは確実だ。

米国の自主的労働組合である電気無線労組(UE)のブルース・クリップル書記長は、「私たちは、幾百万の勤労者と同様、ブッシュと大企業勢力を選挙で阻止するために、全力をあげてきました。そこまでは至らなかったが、私たち自身、家族、社会をこの攻撃から守るためのたたかいをやめることはできません」と、組合員によびかけている。

（おかだ のりお・会員）

金澤誠一編著



『公的扶助論』

杉村 宏

本書を編むに当たって、編著者である金澤誠氏は公的扶助の対象としての貧困に対する視点と公的扶助のあるべき方向、論述の方針について緒言でおおよそ次のように述べている。

公的扶助の対象である貧困は、ただ単に所得の低さと生活水準の低さにとどまらず、社会制度から遠ざかり排除されていく、そういった人間関係の破壊という意味が含まれている。したがって、貧困を考える場合には、家族や近隣社会あるいは仕事や社会保障・社会福祉諸制度などから遠ざかり排除されていく人々に対し、むしろ社会に参加するための平等な配慮を必要としている。社会への包摂・統合という、「人に優しい公平な社会のあり方を模索することでもある」というのである。

そのために本書は次のように、序章 現代の貧困、第1章 国民生活と現代の貧困、第2章 公的扶助の歴史、第3章 日本の生活保護制度、第4章 低所得層への対策、第5章 生活保護における相談支援活動と福祉事務所の役割、第6章 生活保護の動向と不服申し立て制度、の6章立てで構成されていて、「いささか理屈が先走っている嫌いがあるが…社会調査を通して発見された社会的事実を何よりも大切にすることが必要である」と考えてのことであるという。

金澤氏のほか同僚の加美嘉史氏が主にホームレス問題の項目を担当し、5・6章の生活保護の相談支援活動や生活保護の動向などに関する項目は、いずれも生活保護の実践経験を踏まえて教育・研究活動を行っている、寺久保光良氏、松崎喜良氏、吉永純氏が担当している。

このような点からして本書の原本は、金澤氏らがかわっている通信教育のテキストとして開発されたものであるというのが、社会福祉専門職の国家試験のテキストとは多少異なり、現代社会が解決しなければならない貧困問題の今日的な性格の解明を踏まえ

て、公的扶助の現状とそれを生存権保障制度として真に国民の生活を守るものにしていくための実践的な課題を論じた、実践的研究書とも呼ぶべきものとなっている。

本書の特徴は随所に見ることができるが、紙幅の関係でここでは第1章、第5章、第6章のみを取り上げその特色を見ておきたい。圧巻は詳細な家計構造分析に基づいて、戦後日本経済の高度成長期から低成長期へ移行していく過程で、相対的貧困＝見えない貧困が絶対的貧困＝見える貧困に転化していく様子を鮮やかに実証し、現代の公的扶助の課題は何かを明快に示している点である。

特に第1章において、本来社会生活を営む上で公共的に準備されなければならない住宅、教育、医療、光熱水道、交通通信などの「生活基盤」や社会保障・社会福祉の確保のために、どれだけ個人の賃金・収入を支出したかという家計負担割合を「賃金依存率」という概念を使って分析し、1973年のオイルショック以降の低成長期に、行革・民営化により、その割合が急速に増加したこと、また低所得層ほど「賃金依存率」の伸びが著しく、生活構造の崩壊の危機にあることを指摘している点は、切れ味鋭い分析である。

このような形で顕在化した絶対的貧困の広がり、低所得貧困問題の量的拡大だけではなく、社会生活を営む上で不可欠な「生活基盤」や社会保障・社会福祉などの社会制度から「遠ざけられ」排除されることを意味しており、その具体的な形態としてさまざまな形の潜在的失業、健康保険などの未加入・資格制限、ホームレス問題などがあることを教えてくれる。

したがってわが国の公的扶助の中心的制度である生活保護制度の運用に当たっても、こうした人々を視野に入れた積極的な活用が必要であり、その実践例が——豊富な事例の紹介とそこにおける支援活動の方法が——丁寧に論述されている。

書評

第5章では、援助計画（処遇方針）の策定にあたっての基本的な視点を述べた上で、実際の相談・援助活動の方法を、高齢者、子ども、ホームレスなどの相談援助事例を取り上げ、援助の展開・ポイントが要領よくまとめられていて、福祉事務所の生活保護担当者のみならず、MSWやPSW、ケアワーカー、ケアマネジャーなどにも参考になるものと思われる。

さらに第6章では、公的扶助のお仕着せのテキストではほとんど取り上げていない不服申し立て制度と訴訟に関して、生活保護裁判連絡会の活動の成果と教訓を生かして詳しく論述している。この間社会福祉改革の総仕上げとしての生活保護改革に関する検討が、社会保障審議会の生活保護制度のあり方に関する専門委員会で行われているが、その議論の中でも生活保護裁判の動向は色濃く反映されており、生活保護をより国民生活の安定のために改革するうえで、本書のような視点はもっと強調されてよい。

専門委員会報告でも、いろいろな問題を含みながらも生活保護制度を「入りやすく自立しやすい制度へ」という方向で議論され、貧困者の問題を社会的排除の問題としてもとらえ、地域社会への参加や労働市場への再挑戦を可能とするための「ばね」としての役割を持たせるとしているが、いわばその筋道を理論的実践的に本書は解明していて、時機を得た出版であるといえる。

最後に、通読してやや気になった点は、表題が「公的扶助論」とそっけなく、もっと貧困研究をベースにしたものであることが分かるような工夫がほしかったことと、絶対的貧困にある人々の性格を規定する「社会制度から遠ざかり排除される人々」という表現の「遠ざかり」が、あたかも自ら健康保険や年金から主体的に遠ざかっていってしまうようなニュアンスに受け止められかねないように思ったことである。

ともあれ、公的扶助に携わる実践者や貧困研究や社会保障を学ぶ学生、院生、研究者はもとより、労働組合活動家や市民運動活動家など、「人にやさしく公平な社会」を望む市民・勤労者に広く読んでいただきたい好著である。

（2004年6月・菅出版刊・2600円）

（すぎむら ひろし・法政大学現代福祉学部教授）



柴山恵美子・中曽根佐織編著

『EUの男女均等政策』

川口 和子

昨年、中、東欧など10カ国が新たに加わって加盟25カ国に拡大した欧州連合（EU）は、欧州統合の基本理念、行動指針となるEU憲法（創案は2003年6月公表）の採択に向けて、加盟各国の討議をすすめている。

戦前、戦後の対立と分断の歴史を乗り越え、平和、人権、非差別、連帯による4億5000万人の「市民参加型大欧州」をめざすとするこの憲法草案の内容と今後の動向は、EU加盟国に止まらず21世紀を歩み始めた世界各国が関心を寄せており、それは人口の半分を占める女性の男女平等実現の課題にとっても注目される。

こうした時期に刊行された本書は、同編著者による姉妹篇『EU男女均等法・判例集』と併せて、この期待に応える学術的好著である。

第1章 データにみる欧州女性の姿

第2章 EU創設と欧州の女性たち

第3章 EUの制度と男女平等を担うEU諸機関

第4章 男女均等待遇原則に関する指令の展開（Ⅰ）
「形式的平等」から「結果の平等」へ

第5章 男女均等待遇原則に関する指令の展開（Ⅱ）
男女労働者の安全と健康および職業と家庭生活の調和をめざして

以上の構成による本書の概要は、まず第1章で欧州女性の現状と変化の諸特徴を概観する。第2章では、戦後の欧州統合のプロセスと、その理念と条約等法体系の進展を、①EECからECへ、②EU創設、③EU拡大、と3段階で詳細に解明する。そして市場の統合から今日の経済・通貨、政治、外交・安全保

障等全般の国境を越えた統合に至る歩みが、市民生活、とくに女性にどのような関わりを持つものであったかを、「ローマ条約と男女平等の原則」とその後の発展(上記①)、「マーストリヒト条約批准と欧州女性の立場」「連合市民権の確立」(上記②)、「EU憲法(草案)と男女平等政策」(上記③)等、前進のプロセスとして具体的に検証している。

第3章は、EUの機構について、市民に直結している「欧州議会」、最高意志決定機関である「閣僚理事会」、加盟各国委員とスタッフで構成される行政執行機関の「欧州委員会」を始め、各種機関とその役割を女性の権利獲得問題との係わりも含めて解説する。併せて「欧州議会」「欧州委員会」への女性委員の参画の歩みとEU創設後の女性たちの取組み、その到達でもある「欧州委員会」が自らに課したポジティブアクション・プログラム等が熱く語られている。

そして第4章、第5章は、男女均等待遇に関する諸指令について検証し、欧州共同体における男女均等政策の発展の軌跡をあとづけている。「指令」とは、1次立法である、EEC、EC等の条約によって欧州議会、欧州理事会、欧州委員会に与えられた法令制定権により発令される派生的立法で、加盟国に対する拘束力は「規則」ほど直接的ではないが、「男女均等待遇に限っては、指令がもっとも実効性を発揮した」。第4章では75年～80年代のEEC条約下の「賃金」「雇用職業」「社会保障」「職域社会保障」「自営業」における均等原則の諸指令を中心に解説し、その時代背景として75年「国連、国際女性年」を契機とするグローバル・フェミニズムの台頭とその影響にも触れている。第5章では90年～2000年のEC下の「産前産後の安全と健康」「改正・労働時間編成」「育児両親休暇」「性差別訴訟における举证責任」「パート労働」に関する諸指令をとりあげ、すでに70年代から取り組まれてきたこれらのテーマが、国際女性年以降の「画期的な国際文書・法規をインパクト」にした「積極的な取組みの結実」として、男女均等政策の理念と内容をより豊かなものにしたことが示されている。同時にこれらEU指令の幾つかはILOの国際労働基準を上回っており、今日、EUの均等待遇原則指令は、国連やILOの諸条約・勧告に「影響を与えられたばかりでなく、逆に影響を与える関係

に発展した」として、具体的に比較、指摘していることは注目に値する。

最近では日本の男女平等要求と運動においても、国連やILOの諸条約と併せて、むしろこれらには無いEUの「性差別訴訟における举证責任指令」等が関心を集めている。筆者も「自営業における均等原則指令」については本書で初めて知った。女性問題や労働問題に係わる研究者や労働者、女性に、本書は多くの示唆を与えるであろう。

なお本書は男女均等政策を軸としながらも、欧州統合の歩みをふくめたその歴史的経過、および政策の決定、行政、司法を担う機構など、タテ、ヨコの背景や土台にも広い視野と目配りがされていることがすぐれた特徴であろう。これらの解説もわかりやすく、21世紀国際社会に大きな影響力を持つであろうEUの概要を知るうえでも参考になろう。

(2004年4月・日本評論社刊・3000円)

(かわぐち かずこ・理事)

板垣保遺稿・追悼集編集委員会編

板垣保 『検証 労働運動半世紀』

鹿田 勝一

毎日新聞記者で生涯労働ジャーナリストの道を歩んだ板垣保氏の51年にわたる論文遺稿集で第1部を構成し、板垣氏と交流の深かったジャーナリストなど多彩な人々による寄稿で第2部を編集した遺稿・追悼集である。

第1部の論文編は「米軍占領下の労働運動と総評運動の始まり」「春闘の変遷」「労働戦線の再編と統一」の3部で構成。著作総点数1103稿から40編を収録している。「占領下の労働運動」では、著作一覧の最初に記録された1949年の『自由労働者の闘争報告』で失業者の求職闘争や解雇撤回など自由労働者と労働組合との共同闘争が紹介され、現在の雇用闘争にも参考になる。さらに戦後の賃金論に大きな影響を与えた電産闘争では、経営側が産別単一闘争の解体を狙い、会社別交渉に移行させた経緯などを紹介し、

新刊紹介

組合弱体化攻撃のポイントを突いている。

「春闘」では歴史を5区分して詳論。戦後からの歴史的な検証を試みつつ、春闘変質と「労働戦線の再編・統一」と野党再編とを一体的にとらえているのが特徴である。連合と全労連の「二つの春闘」では、政策闘争と労働条件闘争を組織分離した連合春闘の弱点を指摘し、企業主義に依存した産別自決・単組自決型春闘の矛盾・瓦解を予見した先見性はみごとである。一方「全労連の出番と判断するのも安易」とし、国民春闘発展へ壮大な共同を提起しているのも示唆に富む。また60年安保闘争と結合した春闘の成果にふれながら、「政治闘争と経済闘争との結合は春闘勝利の道」を検証し、現在の増税・改憲阻止闘争と結合した春闘再構築への教訓を示している。

第2部の追悼集「人間 板垣保」は、共同通信社会部記者だった夫人の板垣勝さんが板垣保氏の歩んだ生涯と論文を通して、戦後の日本労働運動史となっているのがユニークである。また、板垣氏と懇親の深かった多面的な人々から26氏が寄稿。いずれもジャーナリスト、学識者、労働運動家のベテラン陣が板垣氏への熱い思い出を寄せながら、現代労働運動へのメッセージともなっている。

本書は、新聞論説委員や学識者でつくる日本労働ペンクラブから、板垣氏の会員としての貢献と著作内容が評価され、05年1月の総会で特別賞が贈られた。

深く取材した記事と専門知識をもった生涯労働ジャーナリストの戦後労働運動の証言・記録集として新しい時代の労働運動を考えるための示唆に富む優れた書籍である。

(2004年6月・光陽出版社刊・4762円)

(しかた かついち・会員)

有働正治著

『まちで雇用をふやす』

金澤 誠一

本書は、副題が示す通り、公共事業より巨大な社会保障・医療の経済効果があることを実証的に分析

したものである。第1章「まちで雇用をふやす」では、山形県・酒田市、長野県・茅野市、東京都・清瀬市、熊本県・本渡市、新潟県・大和市、山形県・最上市、広島県・御調町、宮城県・涌谷町、鳥取県・日南町といった先進的自治体での聴き取り調査をもとに、自治体が福祉や医療を充実することによってどれだけの雇用効果や経済効果がでているかを紹介している。これらの自治体がどのように福祉や医療の充実に工夫をしているかという点でも興味がそえられるが、それ以上に国民生活の質の向上によって、雇用効果や経済効果が公共事業以上である点に注目する必要がある。

第2章「社会保障・福祉・医療の充実こそ雇用効果は抜群」では、国家レベルでみた福祉・医療の充実による雇用効果が分析されている。公共事業よりも国や自治体の税金投入の方が雇用効果は抜群に高いことを、産業連関表や国民経済統計を用いて立証している。

第3章「福祉・医療を予算の主役にすれば、日本経済発展の展望も」では、福祉や医療などの財源があるのか、またこれらの部門の優先による日本経済の将来はあるのかが分析されている。わが国の税金の使われ方がイギリスやドイツに比べいびつであり公共事業優先である。それに対し、社会保障優先に逆転させると、その経済的効果は勝るとも劣らないものであることを分析している。

日本経済は長期間にわたり低迷しているが、政策転換は当面難しいとしても、地域生活密着型の事業を自治体単位で展開することは可能である。それはただ単に、本書で展開されている福祉・医療・教育などの自治体による公共政策だけではなく、地域資源を活用したコミュニティ・ビジネスの開発でもある。そうした試みは、各地域でNPOなどによって実践されている。そうしたものにも期待したいものである。

(2004年6月・自治体研究社刊・1200円)

(かねざわ せいいち・理事)

飯盛信男著

『サービス産業』

藤田 実

本書は、長年にわたってサービス経済・産業を研究してきた著者の最新の著作である。

本書は、サービス経済化をめぐる学説の変遷という理論的な問題からサービス経済化がもたらした諸結果、「サービス産業成長の要因」、政府のサービス経済政策についての批判的検討、サービス業雇用回復・拡大の現状分析、アメリカにおける自営サービス業の増加に至る実証分析まで、サービス経済・産業について幅広く分析したものである。手法としては、政策文書や政府統計を中心に、統計的にサービス業における雇用拡大の現状・要因を手堅く分析している。

本書によれば、90年代後半からの日本でのサービス経済化は、対事業所サービス、公共サービスでの雇用増が見られる反面、余暇関連サービスは、長期不況に伴う家計収入の低下を反映して、減少傾向にあるが、生活関連サービスは堅調に推移している。しかし不況の長期化により対事業所サービスの伸びも鈍化していることから、財政支出を伴う公共サービスの拡充の必要性が至るところで強調されている。また雇用と社会保障の不安から家計消費が停滞し、それが長期不況の原因になっていることから、公共

サービスをよりいっそうの拡充することが、消費を増大させ、経済再生を可能にすると主張する。さらに対サービス業における雇用者の増加は、低賃金・不安定雇用を増大させる結果になっていることも強調している。

しかし本書は、統計分析に基づくサービス産業分析という手法の限界もでている。それは、本書の至る所でサービス業雇用の増加・減少の傾向が数字で論じられているが、深い分析はなされていないからである。例えば、対事業所サービスにおける人材派遣業や業務請負業の増加を指摘しているものの、その実態や問題点については論じられていない。また分析の必要から仕方がない面があると思うものの、同じような数字の紹介や同じ内容・主張が繰り返して述べられているなど、十分整理されていないという印象を受ける。

とはいえ、本書は、21世紀の中心的な産業構造として期待されるサービス産業の現状について、90年代から2001年頃までの最新の統計をもとに、新しい知見が盛り込まれた好著である。政府の構造改革に基づく産業構造転換の問題性を理解する上でも、多くの人に一読を勧めたい。

(2004年1月・新日本出版社刊・2100円)

(ふじた みのもる・常任理事)

天皇絶対という時代の矛盾に思想家たちはどう立ち向かったか！

日本近代思想史序説

明治期後篇 上・下



岩崎允胤著 <A5判上製>定価 上巻4410円(税込)
下巻5040円(税込)

明治憲法と教育勅語、そして国家主義・富国強兵と思想弾圧を梃子に帝国主義の道を歩みはじめる日本の明治後期——。社会主義を含む思想の営為を人物に即して詳細に叙述。徳富蘇峰・三宅雪嶺・陸羯南・志賀重昂・穂積八束・高山樗牛・久米邦武・片山潜・幸徳秋水・横山源之助・田中正造・内村鑑三・夏目漱石・与謝野晶子・平塚らいてう・阿部次郎・西田幾多郎・北村透谷・石川啄木・島崎藤村など。

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 ☎03(3423)8402(営)

向笠良一先生の功績をふりかえる 吉井 清文

向笠良一先生（1923年5月1日神奈川県生・2004年11月11日逝去・82歳）は、労働総研創立での発起人の一人でした。その生涯は大学教員・研究者（1949～87年の37年間大阪市立大学・1987年名誉教授、いご12年間大阪経済法科大学・計49年間）としての面と、労働組合運動・労働者教育運動での調査・研究・講師活動としての面の、二つの流れから成っていました（趣味は将棋とクラシック音楽）。「科学の原理を貫こうとする強い傾向」が、共に歩んだ人達の共通の感慨です。この一文は「教え子」かつ共同者としてのわたしの簡単な思い出です。

1、向笠先生は、1949年に戦前の自由な学風・1943年の「商大事件」（治安維持法による教授・学生運動弾圧）が特徴の大阪商科大学を終えてすぐに、政治運動での調査活動に入りました。若手研究者のチーフでした。この種の活動が生涯の特徴になりました（わたし自身が大学2年生で受けた「空想から科学へ」の外書講読講義は、綿密な労働者状態の分析との結合による説得力で、私の人生を一変させました）。1962～3年の大阪府下衛星都市職員労働組合（衛都連）の行動綱領作成活動で、先生は1万人の労働者状態調査・総括を担当しました。以降、先生の綿密さに辟易する労働者さえでたことがあります。

1981年のフランス留学では、パリ第一大学「労働経済ゼミ」（指導教授アンリ・バルトリ氏）で、4回の「日本問題」講義を行いました。1年をかけた事前の労働者調査の紹介が軸でした。バルトリ氏が最も熱心にメモをとったそうです。大学研究誌に執筆・掲載されましたが、翻訳では仏ジャーナリストに援助を依頼しました。先生はパリ滞在中、一方で第二次大戦中の「パリ市解放委員会議長」であったアンドレ・トレ氏夫妻の厚遇をうけ、他方で「シトロエン」企業労働者のヒヤリングを行い、日本の長

時間労働が当社に「輸入」、昼休みが30分に圧縮されている実態をつかみ、日本の労働者に紹介しました（5年後にCGT＝労働総同盟の活動の結果、シトロエン労働者の大勢がこれに対決し、2時間への回復に成功）。パリ大学での講義は「労働運動」誌（1983年1月号）に掲載されました。

2、戦後労働組合運動の高揚期、先生の活動はフル回転でした。理論上の軸は「合理化」論と国有化論でした。1969～70年の堀江正規責任編集「論集・労働組合運動の理論」第三巻の「合理化論」、第七巻の「国有化論」はそのエキスです。この論文にはいま労働組合と学習運動の両面から、論集全体とあわせて強い共感と、再学習の必要を訴える評価がでています。この研究成果が基礎になって、1971～74年の「労働農民運動」誌主催の「夏の労働学校」で4回連続での講義になりました。1979～86年には「名村造船指名解雇撤回闘争裁判」での依頼で、先生は「合理化」問題の意見表明を行い、解雇撤回・全員職場復帰という希有の大勝利に貢献しています。造船不況説の不当性が説得力をもって反駁されました。面目躍如でした（労働学校や労働組合学習会での先生の講義は、科学的分析の深さ・整然さが一貫した特徴でした。ゼミ生は100%主義者と評しています）。

3、向笠先生のもう一つの領域は「資本論」世界でした。大学での講義への反映、労働組合講座での講義への「資本論」研究成果の反映、関西勤労者教育協会「資本論」講座講師団への参加、「資本論」普及の執筆活動などです。1974年に「労働農民運動」誌は『「資本論」と労働者』連載講座を3名の筆者で掲載しましたが、先生は剰余価値論の軸の絶対的剰余価値と相対的剰余価値部分を4回分担しました。この掲載では、その全体を切り離して一冊にまとめて学習文献にする労働者が多くでました。

（よしい きよふみ・会員）

第53号～第56号・総目次

第53号 (2004年冬季号)

- 声明「自衛隊のイラク派兵に反対する」
労働総研代表理事 平田 寛一
小泉「改革」と「従属の経済学」
〈特集〉生活破壊の現局面
■生活構造の破壊と社会的排除の実相 金澤 誠一
■失業状況は「改善」されたか 大須 眞治
■年金改悪政府案の基本構造 公文 昭夫
●予感の季節—アメリカ労働運動に思うこと 竹内 真一
〈国際・国内動向〉
■第4回世界社会フォーラムに参加して 布施 恵輔
〈書評〉
●猿田正機著『福祉国家・スウェーデンの労使関係』 小越洋之助
●〔論点〕最近の天皇制をめぐる論議 福田 静夫
〈新刊紹介〉●牧野富夫著『構造改革は国民をどこへ導くか』金田 豊●深澤和子著『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』伊藤 セツ●遠州 尋美著『グローバル時代をどう生きるか』浜岡 政好●原富悟著『トミさんの社会保障談義』公文 昭夫

第54号 (2004年春季号)

- 〈特集〉戦争と平和、労働者・国民生活
■ロング・インタビュー—坂本修弁護士に聞く
“せめぎ合い”の渦中で、どこに“光”を見出すか
■経済の「軍事化」の進行と労働者・国民 藤吉 信博
〈国際・国内動向〉
■世界で数百万人が「イラク侵略反対・撤兵」で決起 宮前 忠夫
■「イラク」に見る米大統領選挙の行方 岡田 則男
■労働者の権利を後退させる、労災保険・職業紹介事業等の民間開放 小西 陽一
〈書評〉
●D. ドーリング他編著・岩井浩他監訳
『現代イギリスの政治算術』 金澤 誠一
●ジル・A・フレイザー著
『窒息するオフィス 仕事に強迫されるアメリカ人』 田村 考司
〈新刊紹介〉●伊藤セツ著『国際女性デーは大河のように』川口和子●東京建築カレッジ「池袋北口職人大学」編集委員会編『池袋北口職人大学』今井 拓●河相一成著『市民の、市民による、市民のための日本国憲法論』相澤與一

第55・56合併号 (2004年夏・秋季号)

- 労働運動総合研究所
不安定就業労働者の実態と人権プロジェクト報告書
「今日の不安定就業労働者の実態と人権」
●労働運動総合研究所
不安定就業労働者の実態と人権プロジェクト報告書
「今日の不安定就業労働者の実態と人権」
の発表にあたって 労働運動総合研究所編集委員会
序章 本プロジェクト研究の分析視点と課題
第1章 現代日本における不安定就業問題の位置
第2章 「労働市場の構造改革」を推進する雇用行政
第3章 不安定就業の代表的形態の分析
第4章 人権論から見た不安定就業問題
第5章 アメリカ合衆国における市場原理の貫徹する労働市場と法規制の闘い
第6章 まとめにかえて—いくつかの政策的な提言

編集後記

今年は、戦後60年、被爆60年、憲法公布59年の節目を迎えると同時に、春闘50年の節目の年でもある。1955年、8単産共闘からはじまり、74年には「国民春闘」へと発展してきた春闘に対し、日本経団連は「春闘の終焉」を宣言し、経営政策を注入するためのシステムとしての「春討」を提起する厚かましきである。研究例会「春闘50年と05国民春闘の課題を考える」は、小越洋之助常任理事をコーディネーターに、大木一訓・牧野富夫両代表理事と生熊茂実全労連副議長・JMIU委員長をパネリストとして、シンポジウム形式で開催された。会場からも、このテーマに即して多角的な発言・討論がおこなわれ、問題の所在と解明すべき課題が明らかになった。このシンポジウムを本号に収録した。平井潤一論文「『改革・開放』で中国はどう変わったか」は、[論点解明] 論文として一読をお勧めしたい。

(N. F.)

季刊 労働総研クォーターリー No.57 (2005年冬季号)
2005年2月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523
ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968
<http://www.yuiyuidori.net/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

新日本出版社 の出版案内

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6
☎03(3423)8402(営) 郵便振替00130-0-13681
info@shinnihon-net.co.jp
www.shinnihon-net.co.jp

動乱時代の経済と金融

今宮謙二著-----四六判／定価1680円(税込)
トヨタ1兆円大もうけの陰でペイオフ解禁や銀行再編に泣く庶民。なぜ、そうなるのか。金融問題の専門家が解明するその仕掛けとからくり。

まるごと考えよう 日本国憲法

赤旗編集局著-----A5判／定価1000円(税込)
日本国憲法をさまざまに探索。その成り立ちと歩み、未来が、日本と世界の現実から生き生きとみえてくる。知られざるエピソード満載!

核兵器はいらない! 知っておきたい基礎知識

沢田昭二著-----四六判／定価1050円(税込)
核兵器の開発と被爆者、核廃絶運動など。被爆60年、原水爆禁止運動50年の今年、ひろがる関心に訴える、核兵器のそもそも論です。

言葉、通じてない? コミュニケーションの歴史としくみ

石井正人著-----四六判／定価1680円(税込)
職場で、家庭で、現代人が悩むコミュニケーション不全を、そのしくみと言葉の歴史から考える。自分の言葉に自信が持てるようになる本。

古代日本の国家形成

吉田 晶著-----四六判・上製／定価2310円(税込)
継体天皇、筑紫君磐井の「反乱」など、歴史愛好家に関心の高いテーマを古代国家論の最新の研究状況をふまえて解明。地図・図版多数。

かあさんおかたをたたきましょ 歌いたくなる写真集2

國房 魁／写真・文-----B5判変型／定価2625円(税込)
生き生きとした子どもの写真と懐かしい日本の歌。添えられた短文に心が温まります。みんなでいっしょにうたってください。

地球に生きるー2015年ミレニアムゴール(全4巻)

①売られていく子どもたち〔貧困と飢餓〕

本木洋子・茂手木千晶編著／日本ユニセフ協会・協力---B5判・上製／定価2100円(税込)
国連が21世紀の地球のために定めた開発目標を指標に貧困に苦しむ世界の子どものたちの暮らしをみつめ、私たちにできることを考えます。

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.57 Winter Issue

Contents

Point at Issue :

- * How has the reform and liberalization policy changed the Chinese society? Jun'ichi HIRAI

Special Article :

- * 50 Years of Spring Struggle and Tasks for the 2005 Spring Struggle
Report of the Study Group Regular Meeting : Symposium on the 50 Years of Spring Struggle
and Tasks for the 2005 Spring Struggle

Information at Home and Abroad

- * Government Squeezes FY 05 Budget on Employment Ignoring the Reality Misao OTSUKI
- * Past, Present and Future of the Contamination Problem Soichiro GIGA
- * The Fifth World Social Forum Keisuke FUSE
- * Contradictions between the Second Bush Administration and the Peoples of the World and
the United States Norio OKADA

Book Review :

- * "*Views on Public Assistance*" written and edited by Seiichi KANEZAWA
Hiroshi SUGIMURA

Introduction of New Publications :

- * "*EU Policy on Equal Opportunity for Men and Women,*"
written and edited by Emiko SHIBAYAMA and Saori NAKASONE Kazuko KAWAGUCHI
 - * "*Verification : 50 Years of Labor Movement*" by Tamotsu ITAGAKI Katsuichi SHIKATA
 - * "*Increase Jobs in Communities*" by Shoji UDOU Seiichi KANEZAWA
 - * "*Service Industry*" by Nobuo ISAGAI Minoru FUJITA
 - * Achievements and Contributions of Professor Ryoichi MUKASA Kiyofumi YOSHII
- General Table of Contents No. 53-56
-

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403
3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo57 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)